

令和5年度 南河内地域水防災連絡協議会
次 第

1. 日 時：令和5年5月22日（月）14：30～16：30
2. 場 所：南河内府民センタービル 3階 講堂

3. 議事次第

(1)開会挨拶

(2)出席者紹介

(3)議案、報告事項

1. 議案1 南河内地域水防災連絡協議会 規約改正（事務局）
2. 報告事項1 行政ワーキングの結果報告（事務局）
3. 議案2 流域治水の推進について（河川室）
4. 議案3 5年間で実施する具体的な取組の進捗状況（事務局）
5. 議案4 流域治水プロジェクトの更新について（事務局）
6. 議案5 おおさかタイムライン防災プロジェクトについて（河川室）
7. 議案6 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について（事業調整室）
8. 報告事項2 各機関の取組報告（各構成員）
9. 報告事項3 令和5年度富田林土木事務所事業予定（事務局）
10. 報告事項4 令和5年度大阪府水防計画の改定について（事業調整室）
11. 報告事項5 洪水浸水想定区域の指定拡大について（河川室）
12. 報告事項6 個別避難計画作成支援について（危機管理室）

(4)情報提供（※資料配布のみ）

13. 防災気象情報の改善に係る取組について（大阪管区气象台）

(5)質疑応答

(6)閉会挨拶

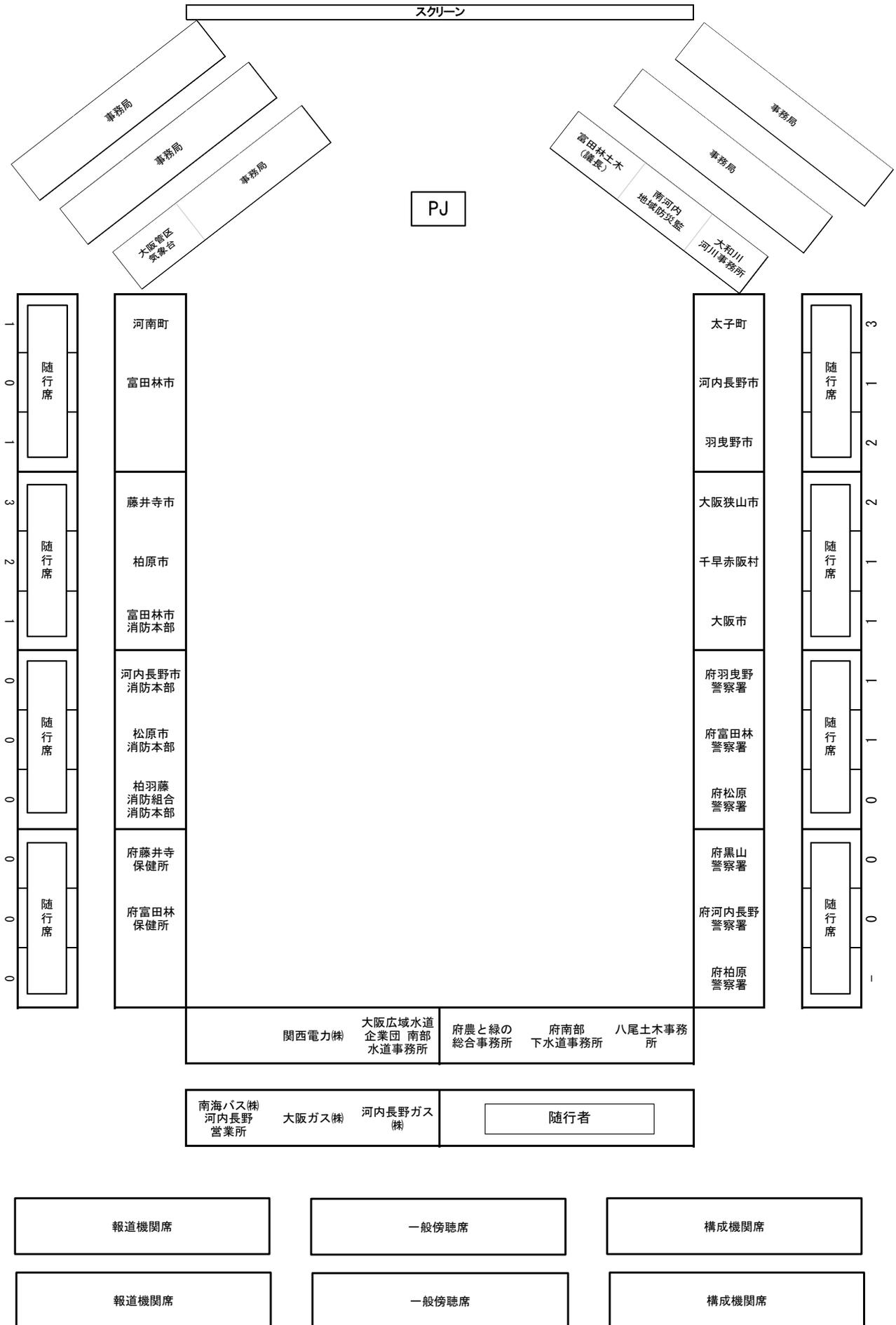
令和5年度 南河内地域水防災連絡協議会 出席者名簿

構成員	氏名	出席者(代理出席者を含む)		Web
大阪府知事	吉村 洋文	欠席		
富田林市長	吉村 善美	(代理) 市長公室付部長 危機管理官	花岡 憲	
河内長野市長	島田 智明	(代理) 危機管理監	阪本 英之	
松原市長	澤井 宏文	(代理) 危機管理課長	永田 和哲	Web
羽曳野市長	山入端 創	(代理) 危機管理部長	松永 秀明	
藤井寺市長	岡田 一樹	(代理) 危機管理監	白井 昇	
大阪狭山市市長	古川 照人	(代理) 危機管理室長	谷 義浩	
太子町長	田中 祐二			
河南町長	森田 昌吾			
千早赤阪村長	南本 斎	(代理) 村政戦略部危機管理課課長	菊井 秀行	
堺市長	永藤 英機	(代理) 危機管理室長	久保 里花	Web
大阪市長	横山 英幸	(代理) 危機管理室危機管理課係長	石川 豊	
柏原市長	富宅 正浩	(代理) 危機管理監	小林 聡	
大阪府富田林土木事務所長	岡田 秀樹			
南河内地域防災監兼地域支援・企画課長	高平 一哉			
大阪府八尾土木事務所長	岡野 一郎	(代理) 地域支援・企画課長	澤田 裕	
大阪府南部流域下水道事務所長	矢幅 保宏	(代理) 建設課長	上梶 勇一	
大阪府南河内農と緑の総合事務所長	塩屋 泰一	(代理) 地域政策室 室長	柴崎 高宏	
大阪府藤井寺保健所長	木下 優	(代理) 企画調整課 技師	高屋 龍生	
大阪府富田林保健所長	大原 俊剛	(代理) 企画調整課 課長	梯 和代	
大和川河川事務所長	山本 浄二	(代理) 事業対策官	稲垣 茂人	
大阪管区気象台長	横田 寛伸	(代理) 気象防災情報調整官	小島 豊	
大阪府羽曳野警察署長	牧野 倫広	(代理) 警備課 課長	山根 義治	
大阪府富田林警察署長	矢野 登志夫	(代理) 警備課 課長	麻尾 昌也	
大阪府松原警察署長	伊藤 耕一	(代理) 警備課 係長	内藤 望	
大阪府黒山警察署長	森前 俊也	(代理) 警備課 係長	仲野 直樹	
大阪府河内長野警察署長	中谷 直喜	(代理) 警備課 係長	岡 浩司	
大阪府柏原警察署長	中島 貴世	(代理) 警備課 課長	川野 貴文	
堺市消防局消防長	西尾 学	(代理) 警防課長	横田 雅幸	Web
富田林市消防本部消防長	京谷 倫之介	(代理) 警備救急課 課長代理	前本 了一	
河内長野市消防本部消防長	二口 豊	(代理) 警防課 課長補佐	森浦 克紀	
松原市消防本部消防長	亀井 浩	(代理) 警防課 課長補佐	小林 剛	
柏原・羽曳野・藤井寺消防組合消防本部消防長	小池 一彰	(代理) 警防課 参事	角野 剛史	
大阪広域水道企業団南部水道事業所長	徳本 道則	(代理) 維持管理課 主査	田中 等	
関西電力株式会社大阪支社東大阪地域統括長	藤原 道洋	(代理) 東大阪コミュニケーショングループ	京極 安弘	
大阪ガスネットワーク株式会社南部導管部長	奥野 和浩			
河内長野ガス株式会社導管事業部維持保安担当課長	川口 貴士	(代理) 導管事業部維持保安チームリーダー	川田 友紀	
西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室長	木下 建次	(代理) 災害対策室 次長	美馬 隆司	Web
近畿日本鉄道株式会社工務課長	東口 真也	(代理) 工務課 主幹	石野 晃弘	Web
南海電気鉄道株式会社工務課長	谷 実千雄	(代理) 施設部(工務) 主任	景利 志強	Web
近鉄バス株式会社松原営業所長	辻本 裕	欠席		
南海バス株式会社河内長野営業所長	江口 義隆			
金剛自動車株式会社運輸部 営業課 所長	山本 晋作	欠席		

令和5年度 南河内地域水防災連絡協議会 配席表

令和5年5月22日(月)

南河内府民センター3階 講堂



令和5年度 南河内地域水防災連絡協議会
配布資料リスト

1. 次第
2. 出席者名簿
3. 配席図
4. 資料

- 資料① 南河内地域水防災連絡協議会 規約改正（案）
- 資料② 行政ワーキングの結果報告（事務局）
- 資料③ 流域治水の推進について（河川室）
- 資料④ 5年間で実施する具体的な取組の進捗状況（事務局）
- 資料⑤ 流域治水プロジェクトの更新について（事務局）
- 資料⑥ おおさかタイムライン防災プロジェクトについて（河川室）
- 資料⑦ 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について（事業調整室）
- 資料⑧ 各機関の取組報告（各構成員）
- 資料⑨ 令和5年度富田林土木事務所事業予定（事務局）
- 資料⑩ 令和5年度大阪府水防計画の改定について（事業調整室）
- 資料⑪ 洪水浸水想定区域の指定拡大について（河川室）
- 資料⑫ 個別避難計画作成支援について（危機管理室）
- 資料⑬ 防災気象情報の改善に係る取組について（大阪管区气象台）

南河内地域水防災連絡協議会規約改正について

今回の規約改正の変更点

現行規約	改正案規約
<p>別表2（第8条関係） 自治体関係）</p> <p>（省略）</p> <p>富田林市 危機管理官 富田林市 産業まちづくり部長 河内長野市 危機管理監 河内長野市 都市づくり部長 松原市 副理事兼危機管理課長 松原市 上下水道管理課長 羽曳野市 危機管理室長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 都市整備部長 大阪狭山市 危機管理室室次長 大阪狭山市 水資源部治水対策グループ課長 太子町 まちづくり推進部長 太子町 政策総務部長 河南町 総合政策部長 河南町 まち創造部長 千早赤阪村 危機管理課長 千早赤阪村 施設整備課長 堺市 危機管理室長 堺市 土木部長 堺市 下水道管路部長 大阪市 危機管理室 防災計画担当課長 大阪市 建設局企画部 工務課長 柏原市 危機管理監 柏原市 都市デザイン部長 柏原市 上下水道部長</p>	<p>別表2（第8条関係） 自治体関係）</p> <p>（省略）</p> <p>富田林市 危機管理官 富田林市 産業まちづくり部長 河内長野市 危機管理監 河内長野市 都市づくり部長 松原市 危機管理課長 松原市 上下水道管理課長 羽曳野市 危機管理部長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 都市整備部長 大阪狭山市 危機管理室室次長 大阪狭山市 水資源部治水対策グループ課長 太子町 まちづくり推進部長 太子町 政策総務部長 河南町 総合政策部長 河南町 まち創造部長 千早赤阪村 危機管理課長 千早赤阪村 都市整備課長 堺市 危機管理室長 堺市 土木部長 堺市 下水道管路部長 大阪市 危機管理室 防災計画担当課長 大阪市 建設局企画部 工務課長 柏原市 危機管理監 柏原市 都市デザイン部長 柏原市 上下水道部長</p>

南河内地域水防災連絡協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会の名称は、南河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

（用語の定義）

第2条 この規約において「南河内地域」とは、協議会で防災・減災対策に取り組む地域とし、別図に示す地域をいう。

（目的）

第3条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

（組織）

第4条 協議会は、「南河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会に、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 前項に定めるもののほか、協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを設置することができるものとする。

（協議会での連絡協議事項）

第5条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「南河内地域」における防災・減災対策の取組に関する事項
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備に関する事項
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材の情報交換に関する事項
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等の情報交換に関する事項
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知に関する事項
- (6) 南河内地域に関する雨量、水位等の情報伝達に関する事項
- (7) その他協議会の目的達成に必要なと認める事項

（行政WGでの検討事項）

第6条 行政WGは、前条第1号から第4号の事項において、次の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機

関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「南河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第7条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長には大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 会長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第8条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 議長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第9条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第12条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とす

る。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、大阪府富田林土木事務所に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 3年5月27日から施行する。

この規約は、平成12年4月13日から施行する。

この規約は、平成13年6月14日から施行する。

この規約は、平成16年6月11日から施行する。

この規約は、平成21年6月11日から施行する。

この規約は、平成23年6月23日から施行する。

この規約は、平成30年1月29日から施行する。

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

この規約は、令和元年5月29日から施行する。

この規約は、令和2年5月28日から施行する。

この規約は、令和3年6月8日から施行する。

この規約は、令和4年3月25日から施行する。

この規約は、令和4年6月30日から施行する。

この規約は、令和5年〇月〇〇日から施行する。

別表1（第7条関係）

（自治体）

大阪府知事
富田林市長
河内長野市長
松原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
大阪狭山市長
太子町長
河南町長
千早赤阪村長
堺市長
大阪市長
柏原市長

（自治体関係）

大阪府富田林土木事務所長
大阪府南河内地域防災監
大阪府八尾土木事務所長
大阪府中河内地域防災監
大阪府南部流域下水道事務所長
大阪府南河内農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
大阪府富田林保健所長

（国関係）

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長
気象庁大阪管区气象台長

（警察機関）

大阪府羽曳野警察署長
大阪府富田林警察署長
大阪府松原警察署長
大阪府黒山警察署長
大阪府河内長野警察署長
大阪府柏原警察署長

（消防機関）

堺市消防局消防長
富田林市消防本部消防長
河内長野市消防本部消防長
松原市消防本部消防長
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長

（占用事業者）

大阪広域水道企業団南部水道事業所長
関西電力送配電株式会社 大阪支社 東大阪地域統括長
大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部長
河内長野ガス株式会社 導管事業部維持保安担当課長
西日本電信電話株式会社関西支店 設備部災害対策室長

（運輸事業者）

近畿日本鉄道株式会社 工務課長
南海電鉄株式会社 工務課長
近鉄バス株式会社 松原営業所 所長
南海バス株式会社 河内長野営業所 所長
金剛自動車株式会社 運輸部 所長

別表2（第8条関係）

（自治体関係）

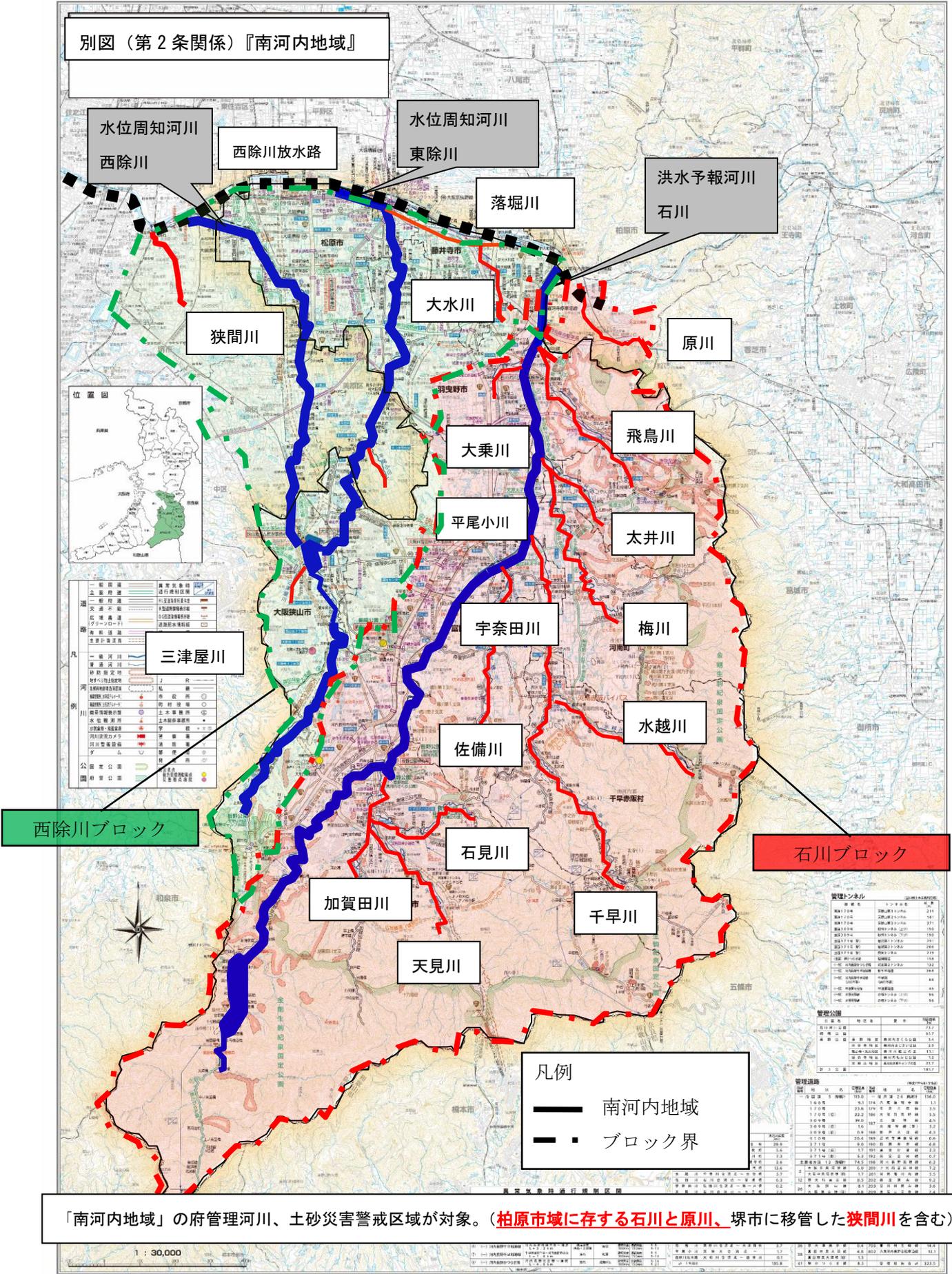
大阪府南河内地域防災担当参事 兼 大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府富田林土木事務所 建設課長
大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 建設課長
大阪府中河内地域防災担当参事 兼 大阪府八尾土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府八尾土木事務所 建設課長
大阪府都市整備部事業調整室 都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪府下水道室 事業課長
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室 審査指導課長
大阪府危機管理室防災企画課参事
大阪都市計画局計画推進室 計画調整課 参事
大阪府南部流域下水道事務所 建設課長
大阪府南河内農と緑の総合事務所 地域政策室 室長

富田林市 危機管理官
富田林市 産業まちづくり部長
河内長野市 危機管理監
河内長野市 都市づくり部長
松原市 危機管理課長
松原市 上下水道管理課長
羽曳野市 危機管理部長
羽曳野市 下水道部長
藤井寺市 危機管理監
藤井寺市 都市整備部長
大阪狭山市 危機管理室次長
大阪狭山市 水資源部治水対策グループ課長
太子町 まちづくり推進部長
太子町 政策総務部長
河南町 総合政策部長
河南町 まち創造部長
千早赤阪村 危機管理課長
千早赤阪村 都市整備課長
堺市 危機管理室長
堺市 土木部長
堺市 下水道管路部長
大阪市 危機管理室 防災計画担当課長
大阪市 建設局企画部 工務課長
柏原市 危機管理監
柏原市 都市デザイン部長
柏原市 上下水道部長

（国関係）

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 事業対策官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

別図（第2条関係）『南河内地域』



水位周知河川
西除川

西除川放水路

水位周知河川
東除川

洪水予報河川
石川

落堀川

狭間川

大水川

原川

大乘川

飛鳥川

平尾小川

太井川

三津屋川

宇奈田川

梅川

佐備川

水越川

西除川ブロック

石川ブロック

加賀田川

千早川

天見川

石見川

凡例
 — 南河内地域
 - - - ブロック界

「南河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。（柏原市域に存する石川と原川、堺市に移管した狭間川を含む）

1 : 30,000

管理トンネル	
トンネル名	トンネル長さ
三津屋川トンネル	1,100
狭間川トンネル	1,100
大水川トンネル	1,100
落堀川トンネル	1,100
原川トンネル	1,100
飛鳥川トンネル	1,100
太井川トンネル	1,100
梅川トンネル	1,100
水越川トンネル	1,100
佐備川トンネル	1,100
石見川トンネル	1,100
千早川トンネル	1,100
天見川トンネル	1,100
加賀田川トンネル	1,100

管理道路	
道路名	道路長さ
三津屋川管理道路	1,100
狭間川管理道路	1,100
大水川管理道路	1,100
落堀川管理道路	1,100
原川管理道路	1,100
飛鳥川管理道路	1,100
太井川管理道路	1,100
梅川管理道路	1,100
水越川管理道路	1,100
佐備川管理道路	1,100
石見川管理道路	1,100
千早川管理道路	1,100
天見川管理道路	1,100
加賀田川管理道路	1,100

規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成 3年5月27日から施行する。</p> <p>この規約は、平成12年4月13日から施行する。</p> <p>この規約は、平成13年6月14日から施行する。</p> <p>この規約は、平成16年6月11日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年6月11日から施行する。</p> <p>この規約は、平成23年6月23日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年1月29日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年5月31日から施行する。</p> <p>この規約は、令和元年5月29日から施行する。</p> <p>この規約は、令和2年5月28日から施行する。</p> <p>この規約は、令和3年6月8日から施行する。</p> <p>この規約は、令和4年3月25日から施行する。</p> <p>この規約は、令和4年6月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成 3年5月27日から施行する。</p> <p>この規約は、平成12年4月13日から施行する。</p> <p>この規約は、平成13年6月14日から施行する。</p> <p>この規約は、平成16年6月11日から施行する。</p> <p>この規約は、平成21年6月11日から施行する。</p> <p>この規約は、平成23年6月23日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年1月29日から施行する。</p> <p>この規約は、平成30年5月31日から施行する。</p> <p>この規約は、令和元年5月29日から施行する。</p> <p>この規約は、令和2年5月28日から施行する。</p> <p>この規約は、令和3年6月8日から施行する。</p> <p>この規約は、令和4年3月25日から施行する。</p> <p>この規約は、令和4年6月30日から施行する。</p> <p><u>この規約は、令和5年〇月〇〇日から施行する。</u></p>	

現行規約	改正案規約	備考
<p>別表2（第8条関係） 自治体関係）</p> <p>（省略）</p> <p>富田林市 危機管理官 富田林市 産業まちづくり部長 河内長野市 危機管理監 河内長野市 都市づくり部長 松原市 副理事兼危機管理課長 松原市 上下水道管理課長 羽曳野市 危機管理室長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 都市整備部長 大阪狭山市 危機管理室室次長 大阪狭山市 水資源部治水対策グループ課長 太子町 まちづくり推進部長 太子町 政策総務部長 河南町 総合政策部長 河南町 まち創造部長 千早赤阪村 危機管理課長 千早赤阪村 施設整備課長 堺市 危機管理室長 堺市 土木部長 堺市 下水道管路部長 大阪市 危機管理室 防災計画担当課長 大阪市 建設局企画部 工務課長 柏原市 危機管理監 柏原市 都市デザイン部長 柏原市 上下水道部長</p>	<p>別表2（第8条関係） 自治体関係）</p> <p>（省略）</p> <p>富田林市 危機管理官 富田林市 産業まちづくり部長 河内長野市 危機管理監 河内長野市 都市づくり部長 松原市 危機管理課長 松原市 上下水道管理課長 羽曳野市 危機管理部長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 都市整備部長 大阪狭山市 危機管理室室次長 大阪狭山市 水資源部治水対策グループ課長 太子町 まちづくり推進部長 太子町 政策総務部長 河南町 総合政策部長 河南町 まち創造部長 千早赤阪村 危機管理課長 千早赤阪村 都市整備課長 堺市 危機管理室長 堺市 土木部長 堺市 下水道管路部長 大阪市 危機管理室 防災計画担当課長 大阪市 建設局企画部 工務課長 柏原市 危機管理監 柏原市 都市デザイン部長 柏原市 上下水道部長</p>	

令和5年度 第1回南河内地域水防災連絡協議会行政WG 議事概要

日時 : 令和5年4月24日(月) 10:00~11:50

場所 : 南河内府民センター 3階講堂 (Web開催併用)

出席者 : 行政WG構成員 (代理出席も含む)

■議事内容**議題****1. 水防災連絡協議会規約改正について**

- ・事務局より組織改編等による構成員の規約改正を説明。

2. 流域治水の推進について

- ・河川室よりR5年度の取り組みについて説明を行ったほか、特定都市河川に関する市町村アンケート結果を報告。

3. 概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況について

- ・事務局よりとりまとめ中の資料について趣旨説明を行い、各市町村が次期5箇年で実施すべき内容の確認を再依頼。

4. 令和5年度事業予定箇所について

- ・事務局より今年度の主な工事個所の説明をするとともに、河川特性マップの更新について説明。

5. 令和4年度の河川施設点検結果について

- ・事務局よりR4年度河川巡視点検結果損傷個所の対応について説明。

6. 流域治水プロジェクトの更新について

- ・事務局より協議会で諮る予定のR5の石川ブロック・西除川ブロックの素案を提示。

7. おおさかタイムライン防災プロジェクトについて

- ・河川室より広域タイムラインの活用、市町村タイムラインの府下全市町村完成の依頼、コミュニティタイムラインの各市町村1地区の作成を依頼。また、河川室より、R5事業の具体化に向け、市町村に出向く旨のアナウンスあり。

8. 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について

- ・事業調整室より地域防災計画への位置づけ、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を依頼。

報告

1. 各機関の取り組み報告

- R4年度における各機関の取り組み事例について、各機関より報告をいただいた。
（松原市案件、大和川河川事務所案件は、事務局より代理報告）

2. 市町村職員向け個別避難計画策定ガイド

- 危機管理室より支援ガイドの紹介を行った。

3. 令和5年度大阪府水防計画の改定概要について

- 事業調整室より改訂概要（治水ダム関連。国の洪水予報発表基準関連、洪水浸水区域の指定追加など）を説明。

4. 洪水浸水想定区域の指定拡大について

- 河川室より現状および指定スケジュールなどを説明。

情報提供

1. 防災気象情報の改善に係る取り組みについて

- 大阪管区气象台より線状降水帯の気象情報や予測情報などについて説明。
- 質疑無し

2. 地方債の活用について

- 河川室より河川系3事業の地方債に関する国からの通知について説明。
- 近畿ブロック流域治水行政担当者会議が5/23に開催予定との説明。

（確認事項）

- 南河内地域水防災連絡協議会（5/下旬で調整中）にむけて、本日の資料3、資料6の内容確認を行う。資料6については、協議会で諮る。

以上

- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有し、流域治水プロジェクトを充実・強化していく

(これまでの取組み)

- 令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定
- 令和4年度に流域治水プロジェクトを更新し、令和5年度の水防災連絡協議会で承認を得る予定

◆令和5年度の大阪府の主な取組み◆

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

流域治水プロジェクトの充実・強化

①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進

※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

気候変動を踏まえた治水対策の検討

河川整備審議会において現在の治水対策を検証し、降雨量の増大などを考慮した外力の想定と対応方針を決定

※気候変動の影響を検証し、いつ計画を見直すかを検討

治水専門部会、河川整備審議会の審議を経て方針決定

②洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）

令和4年度末105河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定

※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキクルによる水位情報提供の手続きを進める

令和5年度末に31河川を指定

③特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を進める

※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（概ね5年で指定：国方針）
※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める

指定によるメリット・デメリットを整理し、モデル流域を選定

④リスク周知の継続

洪水リスク等の周知を継続し、令和5年4月から本格運用を開始した水防災情報システムを活用した避難行動支援を実施

※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとりえて周知を実施

4月から新システムを運用開始

あらゆる機会をとりえてリスク周知・水防災情報活用を促進

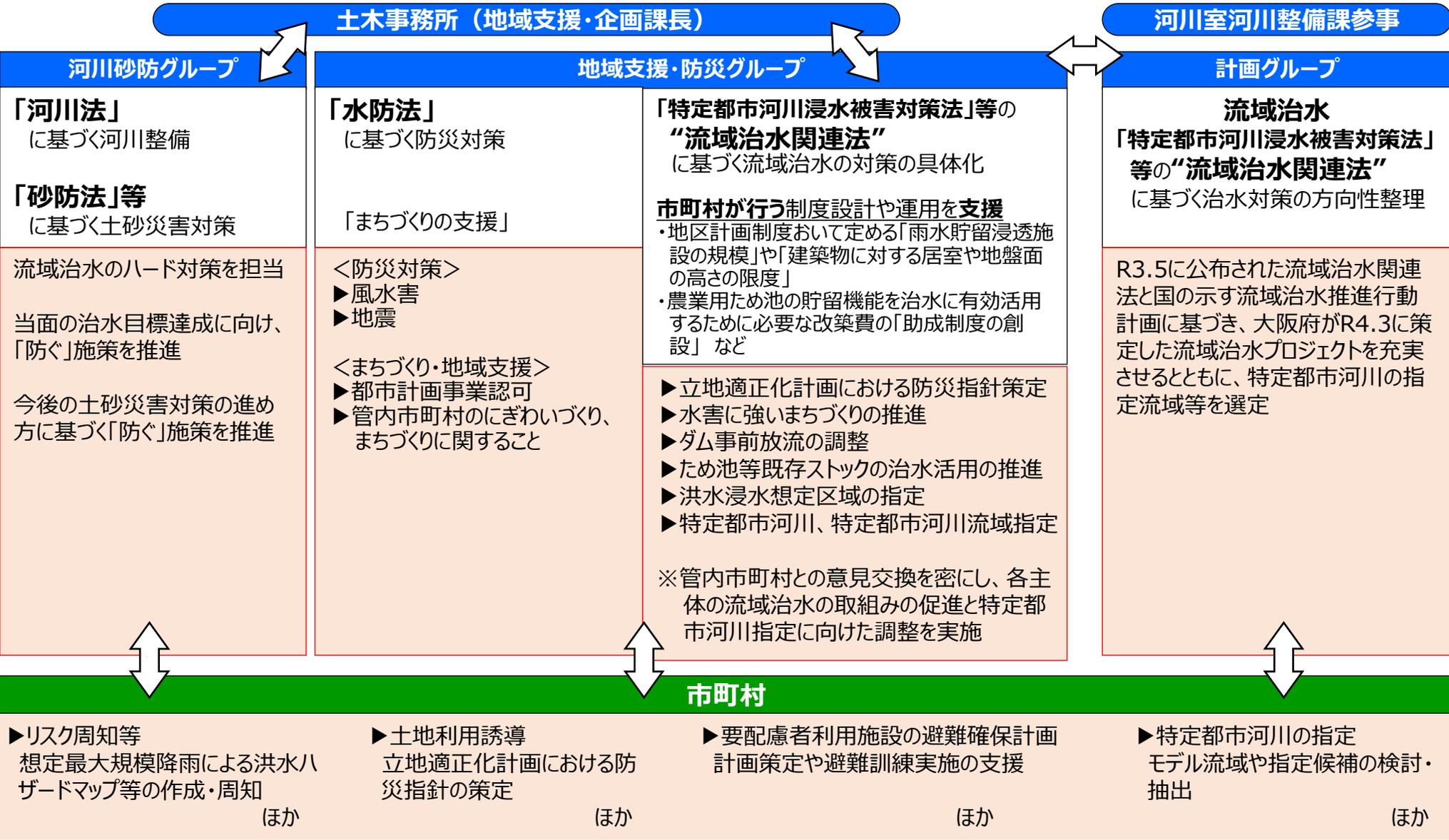
⑤タイムラインの充実

広域タイムラインの運用・振り返りにより充実化と市町村等のタイムライン作成を支援（令和4年度末：市町村34/43、コミュニティ18市町村63地区）

※すべての市町村でタイムラインが策定されるよう支援

市町村タイムライン 令和5年度末に未策定のタイムライン完成
コミュニティタイムライン 令和5年度末に全市町村1地区で策定
市町村との調整 地区選定、地元調整 策定作業

▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
▶管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む



流域治水の推進 ～（参考）特定都市河川指定に関するアンケート～

- ▶ 寝屋川流域を除く37市町村に対し、特定都市河川に関するアンケート調査を実施（R5.1）
- ▶ アンケートの結果も踏まえ、堺市など10市町で意見交換を実施（R5.3）

◆ アンケート内容と結果(主なもの)

- 保全調節池の指定 ⇒ 指定を検討したい 3市
- 貯留機能保全区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 浸水被害防止区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 特定都市河川の指定 ⇒ 指定に関心があり意見交換を希望する 8市町
- その他の意見(主なもの)
 - ・洪水による浸水地域は、居住誘導区域から除外すべきだが、居住者がいるため、治水対策が必要
 - ・特定都市河川制度と同様に、民間事業者による雨水流出抑制施設の設置を促進していますが、法的根拠のない行政指導であることや税制優遇などのインセンティブがないことから、設置が進まない
 - ・浸水被害が大きい箇所が存在。敷地問題等で貯留施設の設置ができず、解決策が見いだせない
 - ・特定都市河川の指定に伴う土地利用制限が、まちの成長・発展に大きく影響を及ぼすことから、指定を希望しない

◆ 意見交換結果(主なもの)

- 流出抑制を行いたいだが、中心市街地の雨水の排出先が淀川本川のため、法指定による制度活用のメリットが少ない
- 内水対策に一部課題を抱えている。特定都市河川制度は、市下水としてもメリットが大きい
- 市内で流出抑制を行いたい。特定都市河川の適用可否を考えていた
- 石津川流域の浸水や準用河川の治水対策など課題は多く特定都市河川の適用可否を考えていた
- 河川の背水による水路の溢水が懸念。寝屋川流域のような流出抑制がしたい
- 特定都市河川制度により、地元で不要となった、ため池を治水活用できないか
- 内水に課題がある地区があるが、抜本的な対策ができない。ため池を活用できないか考えている
- 市内全てが市街化区域であり、流出抑制施設を整備する土地がない

【南河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間(R4~8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

Table with columns for specific tasks (具体的な取組), main content (主な取組内容), progress status (取組状況), and implementation status (実施状況) across various municipalities and government offices. The table is organized into sections for information dissemination, disaster prevention, and public awareness.

【南河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間(R4~8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱	主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
事項		
具体的な取組		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す	「実施済み」
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている市町村と構築したホットラインを運用	「実施済み」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町村に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市町村域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町村の行政間で構築した石川、西除川、東除川のタイムラインを作成 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う 【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市町村域】	【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	「実施中」
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う 【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく実災害時の運用や避難訓練等を実施する	「実施中」
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する	「実施中」
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化(水防災情報システムの更新) ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システム更新）	「実施中」
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	「実施中」
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	「実施済み」

目標を達成するために概ね5年間(R4~8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
事項	具体的な取組		
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
	想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	「実施中」
	水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知	「実施中」
		・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	「実施中」
		・市町村は浸水実績をハザードマップに反映させる	「実施中」
		・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	「実施中」
		【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町村において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知	「実施中」
		・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	「実施中」
		・市町村は土砂災害実績をハザードマップに反映させる	「実施中」
	・市町村において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	「実施中」	
	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	「実施中」
	災害リスクの現地表示	災害リスク低減に寄与する情報(避難所の案内看板・まるごとまちごとハザードマップなど)の現地表示を行う	「実施中」
	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	「実施中」
	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成	「実施中」
	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市町村は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市町村単位・地区単位）	「実施中」
(2) 的確な水防活動のための取組			
①水防体制の強化に関する事項			
	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	「実施中」
	水防訓練の充実	大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する	「実施中」
	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間（消防団）の連携を図る	「実施中」
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施	「実施中」
		・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	「実施中」
	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町村庁舎の機能確保を実施する	「実施中」

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
事項	具体的な取組		
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施 	「実施中」
	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有 	「実施中」
	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の推進 	「実施中」
		<ul style="list-style-type: none"> ・利水ダムにおける事前放流の更なる推進【新規項目】 【狭山池ダム】 <ul style="list-style-type: none"> ・3日前から1日前までに計画降雨相当の降雨が見込まれる場合にも、事前放流を実施。 	「構築済み」
		<ul style="list-style-type: none"> 【滝畑ダム】 ・計画降雨相当の降雨に対する事前放流について検討を実施中。 	
		雨水貯留浸透施設の整備等	「実施中」 R4整備2件
		下水道等の排水施設の整備	「実施中」
	土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する	「実施中」

目標を達成するために概ね5年間(R4～8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容	取組状況 (進捗状況)
事項	具体的な取組		
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項			
河川管理施設の整備等に関する事項			
堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）			
	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する	「実施中」	
	・土砂災害発生危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める	「実施中」 R4実施1箇所	
	・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有	「実施済み」	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	・現行整備内容（余裕高部、パラベット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討	「実施中」	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。 ・下水道管理者が管理する樋門等の操作規則策定を推進	「実施中」	
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する	「実施中」	
(5) 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	「実施済み」	
適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知	「実施中」	
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する	「実施中」	

■進捗判断基準

進捗管理シートG列の取組状況(進捗状況)の
判断基準は:主体的に実施する機関「★」の実施状況をもととする

「実施済」	「★」の機関の実施状況がすべて「実施済」の場合に「実施済」とする
「実施予定」	「★」の機関の実施状況がすべて「実施予定」の場合に「実施予定」とする
「実施中」	上記以外で、「★」の機関の実施状況が混在している場合に「実施中」とする

～金剛葛城山系の麓の市街地を守る流域治水の推進～

○石川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削・堤防嵩上げ等または耐水型都市づくり等による洪水対策を実施します。太井川、水越川を除き、大乘川、梅川、佐備川、天見川では、時間雨量50ミリ程度の降雨、石川、飛鳥川、石見川では時間雨量65ミリ程度の降雨、千早川、宇奈田川、加賀田川、原川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。



●被害対象を減少させるための対策

- 土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
- 立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- 洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
 - 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
 - ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市町村】
 - 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市町村・民間】
 - 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・土砂)【市町村】
 - 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市町村】
 - 水害危険性の周知促進【府】
 - ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
 - 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市町村】
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)【府、市町村】
 - システムを活用した情報共有【府、市町村】
 - 水防関係者間での連携、協力に関する検討【市町村】
 - 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町村】
 - 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市町村】
 - 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市町村】
 - 浸水被害軽減地区の指定【府、市町村】
 - 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町村】
 - 施設管理の高度化の検討【府】
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- 水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市町村】
 - 浸水実績等の周知【府、市町村】
 - 災害リスクの現地表示【市町村】
 - 防災教育の推進【府、市町村】
 - 地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市町村】
 - 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)【府、市町村】
 - 水防訓練の充実【府・市町村】

『測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R.4Jhs 703』

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。

大和川水系石川ブロック 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

資料5-1

～金剛葛城山系の麓の市街地を守る流域治水の推進～

● 石川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市町村が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

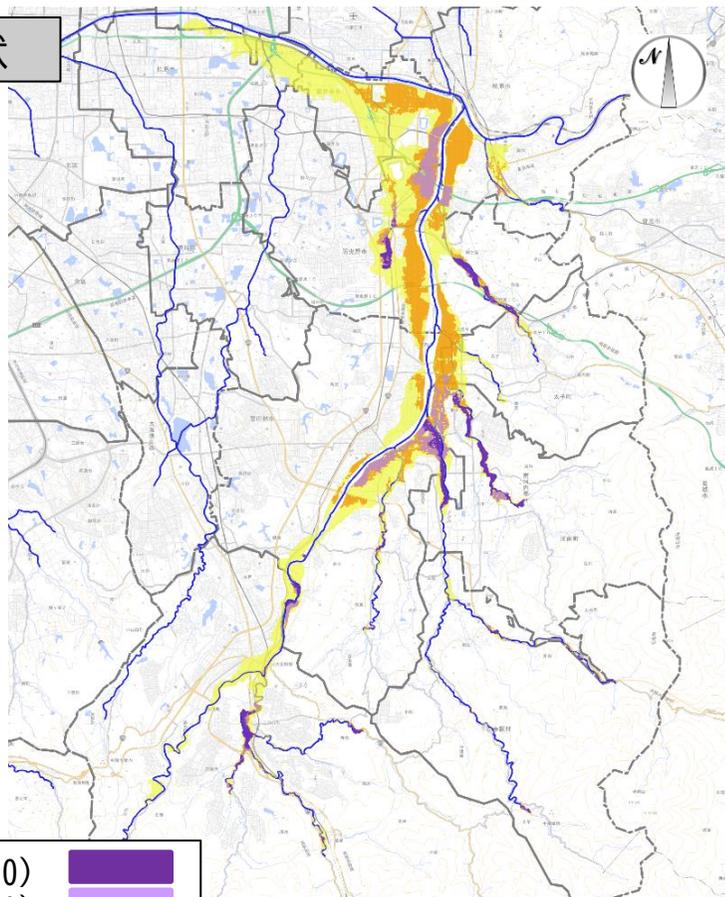
- 【短期】 住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河道改修に着手。
- 【中期】 河道改修の推進。
- 【中長期】 河川別の目標時間雨量対策の達成とため池の治水活用を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道改修・耐水型整備	大阪府	大乘川外6河川着手 宇奈田川概成	石川稼働改修区間概成 千早川外3河川第1期区間概成	石見川外7河川概成 石見川外2河川着手 千早川外3河川第2期区間着手
	洪水調節施設の整備	大阪府	調査・検討		
	河道内の堆積土砂除去	大阪府		定期点検による継続監視の実施及び堆積状況に応じ適宜除去実施	
	下水道等排水施設の整備	大阪府、羽曳野市、藤井寺市、富田林市	検討1/30⇒1/200		
	大和川治水計画の更新	国土交通省			
	砂防堰堤の築造	大阪府			保全対象の状況により適宜事業化
	ため池及び農業用施設等の治水活用	大阪府、市町村、民間			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府、富田林市、河内長野市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原市	調査・検討		
	土地利用誘導(立地適正化計画)	大阪府、河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成等	大阪府、河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、民間、气象台	洪水浸水想定区域指定拡大完了(R6年度)		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・災害リスクの現地表示等	大阪府、河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村		雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)	

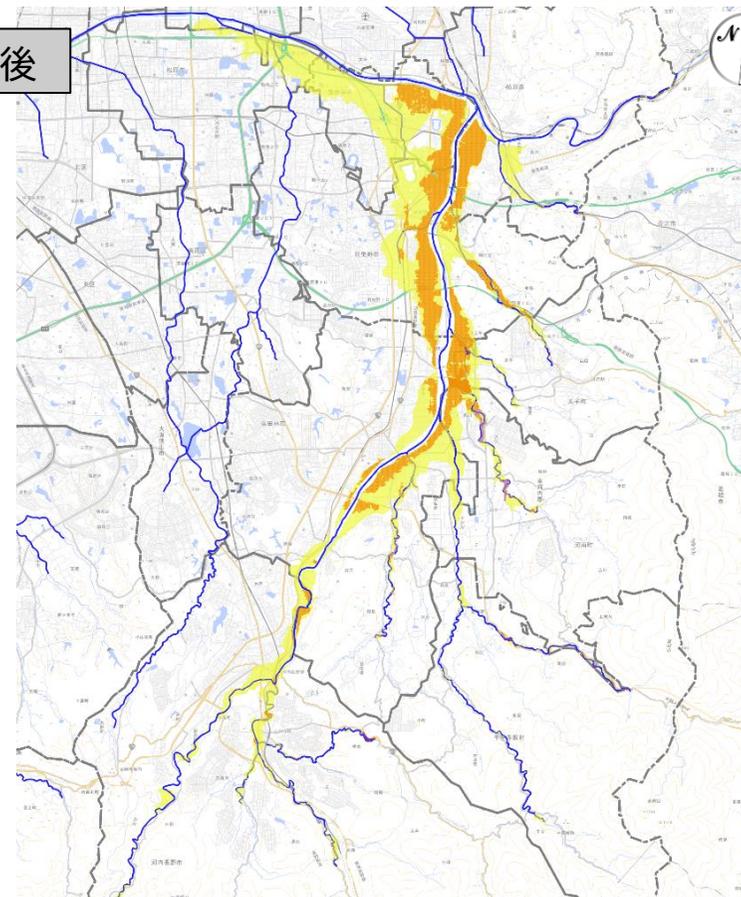
河川整備等による効果

石川、飛鳥川、石見川、大乘川、梅川、佐備川、天見川：河道改修のほか、梅川上流、佐備川上流、石見川における耐水型整備により、時間雨量65ミリ程度（1/30）の降雨に対し、家屋床上浸水を解消
千早川、宇奈田川、加賀田川、原川：河道改修のほか、加賀田川上流における耐水型整備により、時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、家屋床上浸水を解消

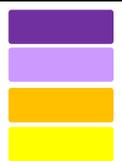
現状



整備後



高頻度 (1/10) 高頻度 (1/30)
中頻度 (1/30) 低頻度 (1/100)
低頻度 (1/100) 想定最大規模



※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H30）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考えていない。

大和川水系石川ブロック 流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～金剛葛城山系の麓の市街地を守る流域治水の推進～

資料5-1

当面の治水目標に対応した河川の整備



農地・農業用施設の活用



流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
1施設

(令和4年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 1箇所

(令和4年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 9河川

(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 46施設
土砂 9施設
高潮 -

(令和4年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河道拡幅・河道掘削の取組

時間雨量50mmの降雨による床下浸水の発生と時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐため河道改修を行っています。



梅川
整備区間は中之橋
下流から大宝橋上流
の0.6km区間の河道
拡幅、河床掘削を
行っています

大乗川
整備区間は石川合
流点から近鉄長野線
橋梁下流の1.9km区
間で河床の切り下げ
を行っています



被害対象を減少させるための対策

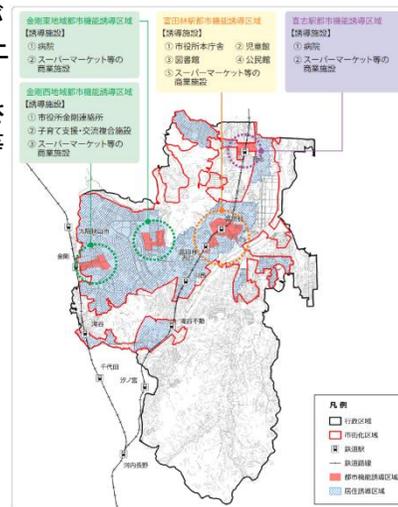
富田林市の立地適正化計画の取組

富田林市では、災害リスクの考えられる区域は、居住誘導区域に含めないように設定している。

(災害リスクの考えられる区域)

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域

(想定最大規模降雨条件 [概ね年超過確率1/1000年]の浸水想定が3m以上(2階以上に浸水が生じ、自宅避難が困難とされる。)の区域)等の区域)



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

コミュニティタイムライン作成の取組

河内長野市では令和4年11月に2地区においてハザードマップを活用したまち歩き及びコミュニティタイムラインの勉強会を行い災害に対する住民の災害に対する意識向上を図った。

コミュニティタイムライン勉強会の様子
(鳩原地区)



まち歩きの様子
(下里地区)

○西除川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削・堤防嵩上げ等による洪水対策を実施します。西除川放水路、三津屋川、落堀川、大水川、平尾小川では、現状で当面の目標を達成しており、西除川の狭山池ダムより下流では時間雨量80ミリ程度の降雨、西除川の狭山池ダムより上流、東除川、狭間川では時間雨量50ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。



- 被害対象を減少させるための対策
- ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
 - ・立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
 - ・ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市・民間】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域タイムライン)(洪水・土砂)【市】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市】
 - ・水害危険性の周知促進【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
 - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)【府、市】
 - ・システムを活用した情報共有【府、市】
 - ・市町村舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府、市】
 - ・市町村舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市】
 - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
 - ・施設管理の高度化の検討【府】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【市】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市】
 - ・浸水実績等の周知【府、市】
 - ・災害リスクの現地表示【市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市】
 - ・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)【府、市】
 - ・水防訓練の充実【府、市】

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・河道拡幅、河道掘削【府】
 - ・貯留施設整備等【府、大阪狭山市、松原市】
 - ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
 - ・既存貯留施設の治水活用【府・市】
 - ・砂防施設の保全【府】
 - ・河道内堆積土砂の撤去
 - ・下水道等排水施設の整備【府、堺市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市】
 - ・治山施設・森林の整備及び保全

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。

大和川水系西除川ブロック 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

資料5-2

～日本最古の狭山池ダム周辺を守る流域治水の推進～

- 西除川ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 市街地の水災害発生を未然に防ぐため、河道改修を実施。
 - 【中期】 河道改修の推進およびため池の治水活用の検討、老朽化護岸の更新。
 - 【中長期】 1/100確率降雨（西除川下流）1/30確率降雨（西除川上流・東除川）に対して浸水を発生させない対策とため池の治水活用を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	落堀川、西除川、東除川の河道改修・耐水型整備	大阪府	落堀川(概成) 西橋上流～中橋上流	西除川(概成) 草沢橋～天野橋 改進橋上流～南海高野線 東除川(概成) 新高鷺橋～新伊勢橋 菅生橋～福井橋	西除川 天野橋上流～上条橋
	ため池及び農業用施設の治水活用	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、八尾市、民間	調査・検討		
	狭間川河川改修事業(緊急債)	堺市			定期点検による継続監視の実施及び堆積状況に応じ適宜除去実施
	河道内の堆積土砂除去	大阪府			
	老朽化護岸の更新	大阪府	東除川第1期(概成)		東除川第2期(概成)
	雨水ポンプ場整備・管きよ整備	大阪府、堺市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府、富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市、堺市			
	土地利用誘導(立地適正化計画)	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、八尾市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成等	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、大阪市、八尾市、民間、気象台	洪水浸水想定区域指定 拡大完了(R6年度)		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、大阪市、八尾市、民間、	雨水出水浸水想定区域図 作成・公表(R7年度)		

大和川水系西除川ブロック 流域治水プロジェクト【事業効果の見える化】

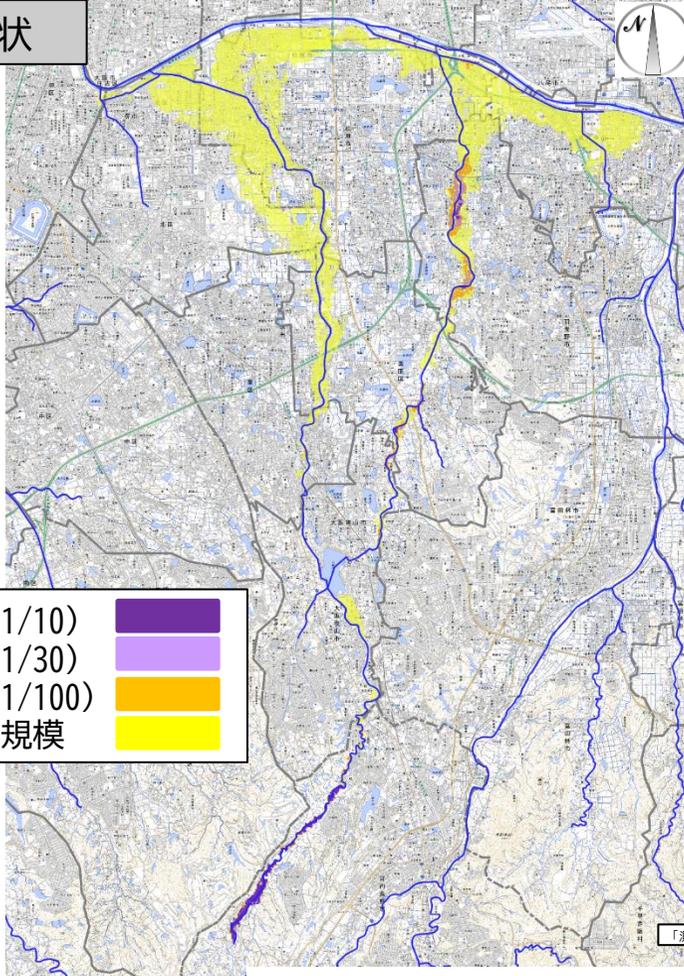
～日本最古の狭山池ダム周辺を守る流域治水の推進～

資料5-2

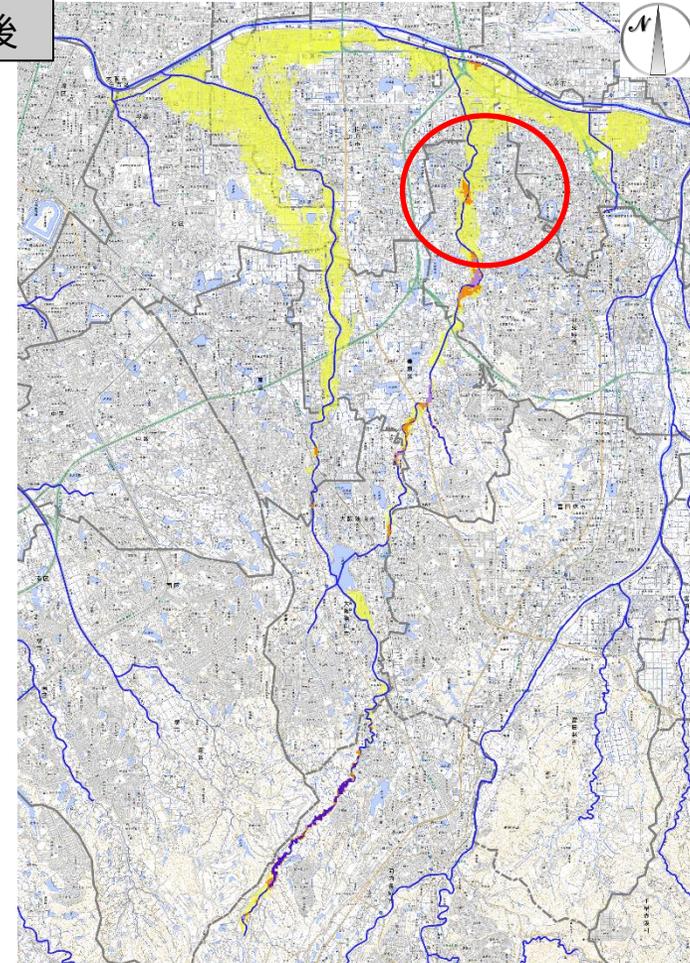
河川整備等による効果

西除川：河道改修及び耐水型整備（ダム上流）により、時間雨量80ミリ（1/100）程度の降雨に対し、家屋床上浸水を解消
東除川：河道改修により時間雨量80ミリ（1/100）程度の降雨に対し、家屋床上浸水を解消

現状



整備後



「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4Jhs 703」

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H31）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

当面の治水目標に対応した河川の整備



農地・農業用施設の活用



流出抑制対策の実施



山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



立地適正化計画における防災指針の作成



避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 5河川

雨水出水
浸水想定区域 2団体

(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 149施設
土砂 1施設
高潮 -

(令和4年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

狭山池ダムの事前放流



狭山池ダムは治水容量100万m³の洪水調整機能を持っているが、事前放流を行うことで46万m³の洪水調整機能の追加をすることができる。



被害対象を減少させるための対策

堺市の立地適正化計画の取組

災害リスクのあるエリアや産業集積地が形成されているなど、居住の誘導に適していない区域については居住誘導区域に含めない。

また、現状で人口密度が低く産業系土地利用や緑地空間がまとまっているなど、土地利用の状況に応じた区域を設定している。



※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除く。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

コミュニティタイムライン作成の取組

大阪狭山市では令和4年12月に大阪狭山市全地域7小学校区の市民が一堂に会し、勉強会を実施するとともにワークショップを行った。ここで得られた知識を基に各町会でのコミュニティタイムラインの作成を進めていく。



講演会の様子

ワークショップの様子



おおさかタイムライン防災プロジェクト



タイムラインとは

大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものを。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域 <寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>
比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 34/43市町村
一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 18市町村、63地区
自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	<ul style="list-style-type: none"> ●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●ノウハウが十分でない場合がある ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ●事例集の活用等により横展開 ●講師、ファシリテーターの派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取り組み

キックオフ
平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



神崎川流域
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
貝塚市旭地区
高潮タイムライン
平成29年3月
策定・運用開始

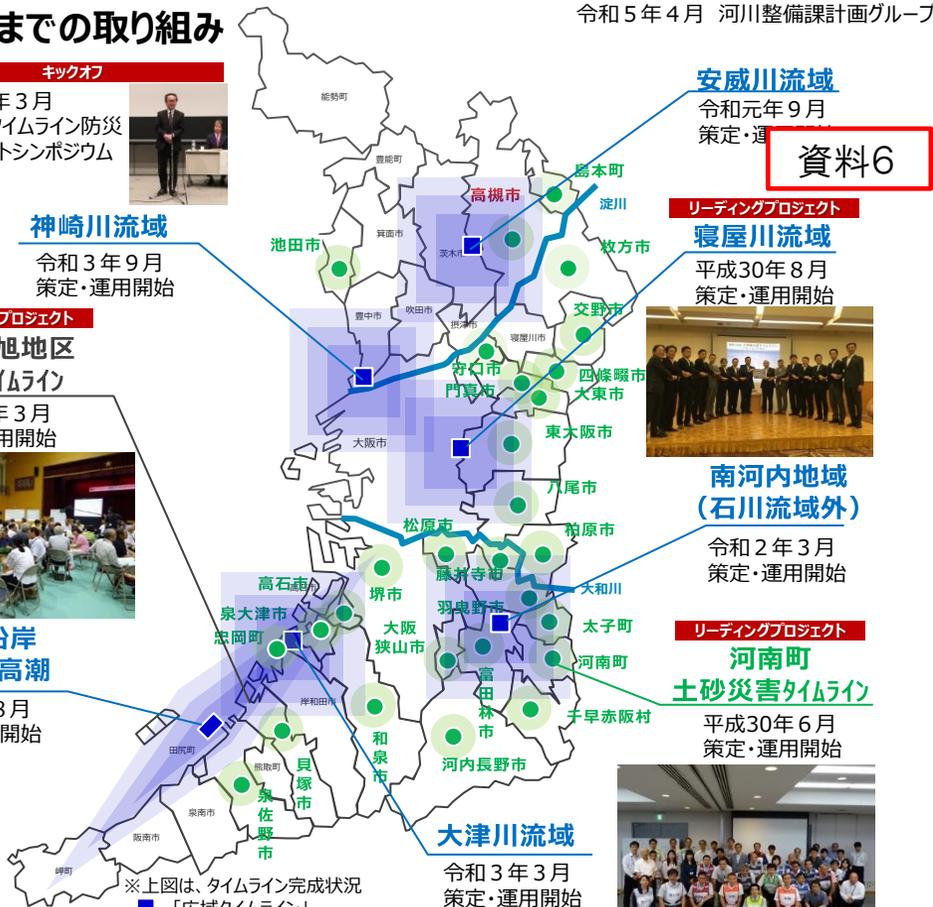
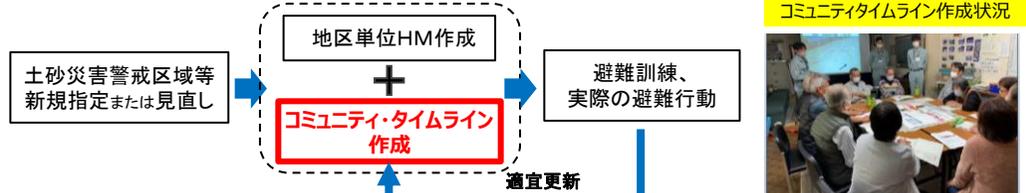


大阪湾沿岸（泉州）高潮
令和2年8月
策定・運用開始



今後の展開

広域タイムラインについては、訓練未実施の2流域における訓練の実施、市町村タイムラインについては、未作成の9市町での完成、コミュニティタイムラインについては、未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き必要な支援を実施する。
特にコミュニティタイムラインについて、**土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、土砂災害警戒区域等の新規指定又は見直しを行った箇所や、これまで地区単位ハザードマップ作成済の地域**に対し、重点的にコミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。



資料6



コミュニティタイムライン作成状況



◆広域タイムライン

- ・令和3年度に府内全ての広域タイムラインの策定が完了し、タイムラインの運用を実施（寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、泉州高潮）
- ☞ 出水期、台風期に備えて訓練の実施をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

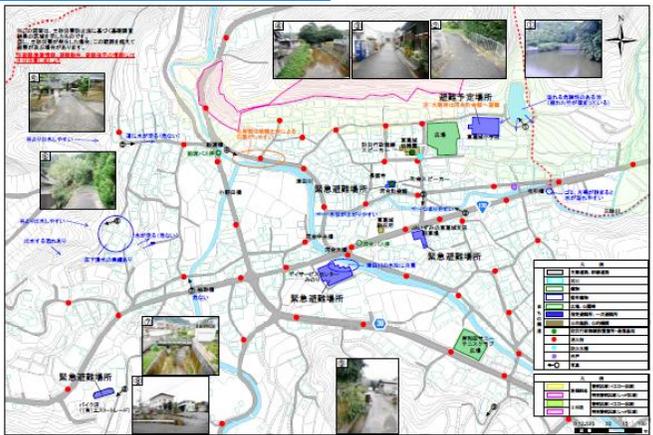
◆市町村タイムライン

- ・策定状況：34/43市町村 未策定9市町
- ☞ 令和5年度中に、未策定のタイムラインの完成をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

- ・策定状況：令和4年度末までに18市町村、63地区で作成済み
- ☞ 地区単位ハザードマップ（土砂災害）作成済みの箇所や、土砂災害警戒区域等の新規指定、範囲の見直しを行った箇所、訓練を実施している箇所等を重点に、作成の取組をお願いします。
- ☞ 土砂災害警戒区域等の指定箇所がない市町では、洪水リスクに対するタイムラインの作成をお願いします。
- ☞ 令和5年度中に、全市町村において少なくとも1地区で策定できるように、新たな作成地区の選定をお願いします。

地区単位ハザードマップ



コミュニティタイムライン

気象の状況	気象情報	避難情報	自治会・住民の行動
台風が近づく2〜3日前 テレビやラジオのニュースで台風情報が出始める。	台風に関する情報		<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、インターネットで台風情報入手する 非常持出袋などをチェックする 避難場所をあらかじめ確認しておく（ハザードマップを確認） 高齢者などに注意を促す
大雨の半日〜数時間前 現在は雨が降っていないが、雨が降り始める。強さを確認していく。	【警戒レベル2】 大雨・洪水・強風 注意報発表		<ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオから気象情報入手する すぐに避難できるよう、身の回りを整理し準備する 高下物や積戸などをしめる 緊急連絡網などで、自治会（自主防災組織）から連絡
大雨の数時間〜2時間程度前 雨・風が一層強くなる。	【警戒レベル3】 大雨・洪水・暴風 警報発表	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる人は避難を開始する すぐに避難できるよう、身の回りを整理し準備する 心配な場合は避難をする
	【警戒レベル4】 土砂災害警戒情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに避難をする 避難所から家族などに連絡をとる
広い範囲で数十年に一度大雨が降る	【警戒レベル5】 大雨特別警報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難を完了する 避難所から家族などに連絡をとる 自治会（自主防災組織）の連絡網を活用し、避難し滞っている人がいないか確認する 相互に避難所での生活を支援する

●R5年度スケジュール

- 5〜6月：市町村との作成方法の確認、実施調整
- 6〜8月：対象地区の選定、地元との実施調整
- 9月〜：作成着手

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進

1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

- 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

- 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け**

令和2年7月 豪雨災害

- 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



山口県防府市
(ライフケア高砂)



岩手県岩泉町
(楽ん楽ん)



熊本県球磨村
(千寿園)

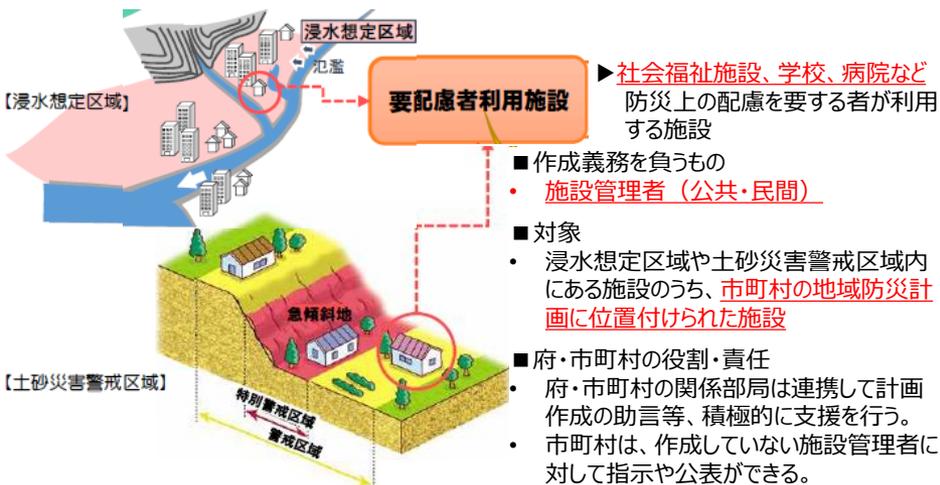
2 法令の概要

- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正

⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化**

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための**避難訓練の報告義務化**
⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、**市町村長による助言・勧告が可能に**



3 進捗状況

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和4年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	10,582		3,998		362		14,942	
作成・実施済み	10,115	2,588	3,768	289	347	100	14,230	2,977
作成・実施率	96%	24%	94%	7%	96%	28%	95%	20%

【参考】計画作成率の全国平均（令和4年9月末時点）：水防法（洪水）：85%、土砂法：85%

※対象施設数は、**令和4年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数**

4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

■市町村が開催する講習会における技術的支援

「作成ポイントがわかる講習会」

参加無料

多様な施設管理者様、作成担当者様のご負担を軽減し、計画の作成から市町村への提出終了まで支援します。

①避難場所・避難経路・避難のタイミングの検討
②避難経路図の作成
③講習会終了後の相談窓口

■解説動画の紹介

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

リンクセンター

※コロナ禍での作成支援ツール

5 今後の展開

■避難確保計画作成の推進

- 計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して**計画作成を促進**
※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■地域防災計画への適切な施設の位置づけ

- 地域防災計画への位置付けができていない**市町村においては速やかな位置付けを依頼**

■避難訓練の実施促進による取組の強化

- 訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書発出を市町村へ依頼**
- モデルとなる施設での避難訓練実施支援、訓練事例を協議会等で紹介

これらの取組を大阪府も支援

1. 松原市 ; 出前講座
2. 藤井寺市 ; まるごとまちごとハザードマップの整備・更新・周知
3. 藤井寺市 ; LINEを活用した避難訓練及びマイ・タイムラインの作成推進
4. 大阪狭山市 ; コミュニティタイムライン勉強会の実施
5. 柏原市 ; ハザードマップの更新・周知
6. 河川室 ; 大阪府河川防災情報のリニューアル
7. 河川室 ; 大阪府域 流域治水プロジェクト【グリーンインフラ】
8. 大和川河川事務所 ; 防災教育の推進
9. 大和川河川事務所 ; 災害リスクの現地表示

取組内容

防災教育の実施

資料8-1

- 参加人数：30人
- 取組背景：被害を減少させるため
- 取組のねらい：水害のリスク、身を守るための行動などの啓発



取組内容 市内122箇所にまるとまちごとハザードマップを整備し、地域の水害リスクを見える化

設置地点が水害発生時にどの程度浸水するリスクがあるかを示した「まるとまちごとハザードマップ」を浸水リスクのある市内122箇所に設置しています。日頃からご自身の生活圏の水害リスクを意識してもらうことで、防災意識を高めてもらうこと、災害が迫ってきた際に躊躇なく避難してもらうことを目的とした取組です。

設置の例



市広報版へ設置 (国分地区)



川北地区の標識 (藤井寺支援学校前)



津堂地区会館

取組内容 LINE上で完結する避難訓練とマイ・タイムライン作成機能を導入し、防災意識の向上を目指す

市公式LINEアカウント上にトーク画面でのやり取りで完結する避難訓練機能並びにマイ・タイムライン作成機能を導入しています。いつでも、どこでも実施できる避難訓練で避難に必要な知識を身に付けていただき、マイ・タイムラインを作成いただくことで、災害時の迅速な避難を目指す取組です。



防災メニューへ切り替え



該当するボタンをタップすると各機能が起動します。

① 避難訓練機能

LINEのトーク画面上で避難のタイミングや避難先など避難に必要な情報を大雨の予報が出たときから避難完了までの時系列に沿って確認する訓練です。



▲訓練画面より一部抜粋

② マイ・タイムライン作成機能

LINEのトーク画面上で簡単なアンケートに回答することで、風水害が迫ってきたときの自身の行動をまとめたチェックリスト（マイ・タイムライン）を作成する機能です。作成したマイ・タイムラインは、LINE上でいつでも確認・修正することができます。



◀マイ・タイムラインの作成例

取組内容 地域ごとの状況を整理し、コミュニティタイムラインの作成を促進する。

資料8-4

各小学校区単位に分かれ、台風時など取るべき防災行動や避難のタイミングについて、あらかじめ整理しておく「コミュニティタイムライン」の勉強会を実施しました。



一般社団法人ADI災害研究所理事長による
コミュニティタイムライン、防災気象情報、地域の
災害リスクに関する講義を受講



小学校区単位に分かれて様々な場面
を想定したワークショップを実施

取組内容 柏原市総合防災マップの更新を行い、浸水想定区域の追加など掲載内容を充実化

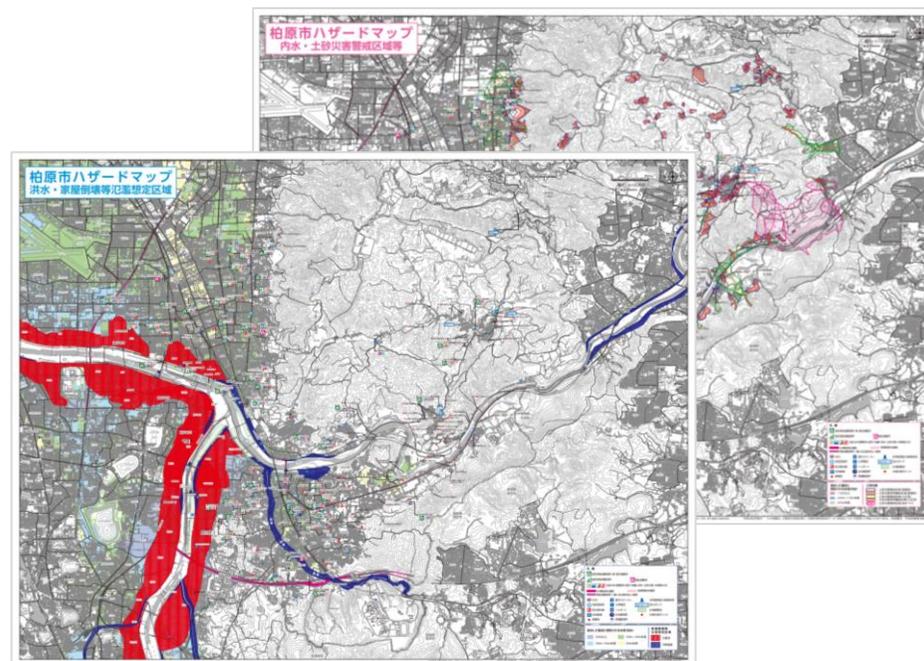
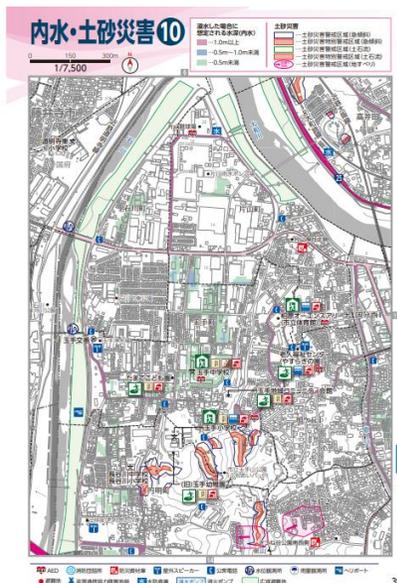
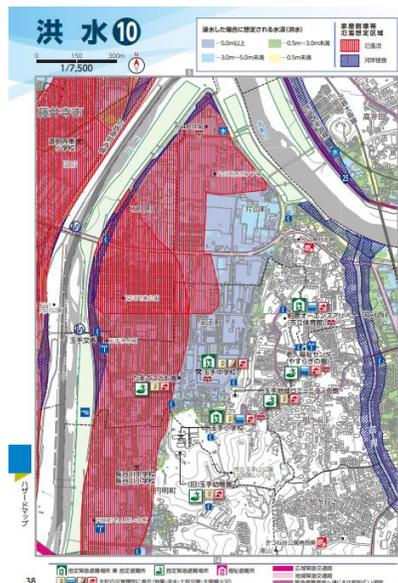
資料8-5

住まいの地域にどのような災害リスクがあるのかを事前に確認し、的確な避難行動につなげることができるよう柏原市総合防災マップの更新を行いました。

○主な更新内容

- ・石川、原川の浸水想定区域図の追加に加え、これまで別冊で周知していた浸水害やため池の災害リスクを集約して掲載しました。
- ・市域全体の災害リスクが一目で確認できるよう、冊子とは別に付録地図を追加しました。
- ・パソコン、スマートフォンから閲覧できるWEB版ハザードマップを新たに作成しました。

WEB版ハザードマップはこちらから ▶



総合防災マップ冊子

付録地図(全域マップ)

取組内容

河川の防災情報を提供するHPをリニューアルし、避難や水防活動に資する情報提供を充実化

資料8-6

大雨の際に府民の皆さんが躊躇なく避難行動をとれるように、雨量、河川水位や河川カメラ画像などの河川防災情報を公開しています。（英語対応）

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/gis.html>



令和4年12月～ ホームページを大幅リニューアル

パソコン画面



スマホ画面



水位情報閲覧画面

観測時刻	万橋 基準		万輪橋 基準	
	m		m	
堤防高	7.065		6.917	
氾濫危険水位	4.20		3.45	
避難判断水位	3.85		3.10	
氾濫注意水位	3.75		3.00	
水防団待機水位	2.50		1.50	
最大値	[18:37] 4.45		[18:26] 5.25	
最小値	[04:30] 1.23		[16:54] 0.20	
既往最大			5.01	
09/02 18:24			5.25	
09/02 18:23			5.23	
09/02 18:22			5.23	
09/02 18:21			5.20	
09/02 18:20			5.15	
09/02 18:19			5.08	
09/02 18:18	3.94		4.99	
09/02 18:17	3.95		4.91	
09/02 18:16	3.90		4.82	
09/02 18:15	3.79		4.70	
09/02 18:14	3.77		4.59	
09/02 18:13	3.70		4.47	
09/02 18:12	3.65		4.37	
09/02 18:11	3.60		4.25	
09/02 18:10	3.57		4.15	
09/02 18:09	3.54		4.04	
09/02 18:08	3.52		3.92	
09/02 18:07	3.48		3.79	
09/02 18:06	3.44		3.68	
09/02 18:05	3.39		3.59	

10分間で約1mも水位上昇

新ホームページの改良点① ～閲覧可能情報の追加～

これまで閲覧できた水位、雨量、貯留施設（ダム等）状況に加え、新たに**洪水リスク表示図、土砂災害警戒区域、土砂災害の防災情報、降水ナウキャスト、水門・鉄扉等施設の開閉状況、開設避難所情報**が同一画面上で閲覧可能に！

新ホームページの改良点② ～スマートフォンに対応～

スマホ専用画面を新たに作成
スマホの位置情報から**自分の位置、周囲の河川状況、開設された避難所の位置**が一目で分かる！

新ホームページの改良点③ ～リアルタイム化～

水位情報の提供を**10分⇒1分間隔**に短縮リアルタイムで水位が確認できる！

大阪府域 流域治水プロジェクト【グリーンインフラ】

大阪府
参考資料

～880万人の暮らしを守る「防ぐ」「逃げる」「凌ぐ」を組み合わせた流域治水の推進～

資料8-7

●グリーンインフラの取り組み

みお筋等を工夫した整備（田尻川）

水制工



かわまちづくり（箕面川）



現地埋土種子による法面緑化（安威川ダム）



水都大阪の再生
大川ふれあいの水辺



魚道整備（西除川）



ワンドの整備（近木川）



かわまちづくり（椋井川）



魚道整備（芥川）



親水護岸整備（寝屋川）



水環境改善のための
底泥の浚渫（寝屋川流域）



生駒山系花屏風構想



ひつじによる除草（松尾川）



【全域に係る取組】

- ・アドプト・リバー・プログラムによる美化活動
- ・地域のニーズを踏まえた賑わいのある水辺空間創出への連携・支援

○寝屋川流域では、下水道整備の進捗等により、昭和50年以前の劣悪な水質が改善し、平成27年以降は全ての環境基準点で環境基準を満たしています。

○淀川水系田尻川や芥川などでは、多様な生物に配慮した多自然川づくりを進めています。

○水都大阪の再生やかわまちづくり事業など、河川区間を活かした賑わいを創出していきます。

このような、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進していきます。

●自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・ダム建設に伴う現地植生回復

●治水対策における多自然川づくり

- ・上下流の連続性確保に向けた魚道の整備
- ・現地発生材を活用したみお筋の整備

●自然環境が有する多様な機能活用の取組み

- ・小中学校、水辺の学校等との河川環境学習
- ・自治体・住民・企業との協力による河川美化活動
- ・寝屋川流域協議会の連携による水環境改善の取組み
- ・花木や紅葉の美しい樹木の植樹による景観資源の創出

●魅力ある水辺空間・賑わいの創出

- ・水の都を取り戻す水都大阪の再生
- ・自然環境と周辺の歴史的資源を活かしたかわまちづくり

アドプト・リバー・プログラム
による河川美化活動



水辺の学校による
河川環境学習



取組内容 藤井寺市においてマイタイムライン作成講習会を実施

資料8-8

日時：令和4年11月6日（日）14:00～15:00
 場所：藤井寺市市役所 3階会議室
 内容：逃げキッドを活用したマイ・タイムライン作成のポイント理解
 対象：岡田市長、自治会員等（26名）

講習会の様子



<市の取り組み説明(岡田市長)>



<講習会の目的説明(国交省)>



<マイ・タイムラインの説明>



<参加者による検討の様子>



<LINEアプリの説明(藤井寺市)>



↑
<マイ・タイムライン 動画>

<講習会資料>

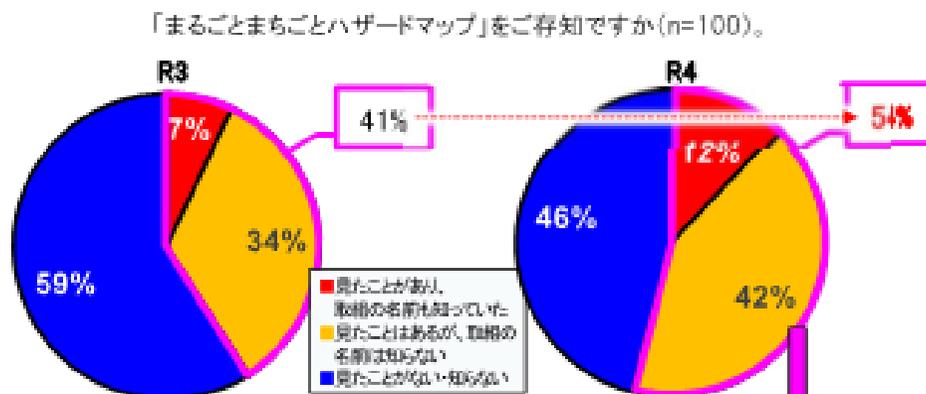
取組内容 まるごとまちごとハザードマップ実施箇所（藤井寺市）での意識調査の実施

- 藤井寺市では、令和3年度に市内掲示板80箇所及び市内19地区38箇所にもるごとまちごとハザードマップを設定している。
- 令和3年度のアンケート調査では、41%の方がまるごとまちごとハザードマップを「見たことある」と回答していたが、令和4年度の調査では、54%まで認知度が上がっており、水害リスクの周知に期待できる。
- また、まるごとまちごとハザードマップを見たことで「ハザードマップを確認した(14/54人)」や「避難所・避難場所を調べた(19/54人)」のように、行動等に変化があった人が一定数存在することも明らかとなった。

アンケート概要	
対象	藤井寺市(浸水想定区域内にお住まいの方)
サンプル	100サンプル(信頼度95%、精度10%)
調査方法	・Webアンケート (ポイント等の恩恵があり、防災に興味がない人も回答するため、防災意識の高い住民の回答が多い等の偏りがなく集計ができる)
実施時期	令和5年2月22日～2月24日
質問例	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊すると思うか。 ・洪水ハザードマップを知っているか。保管しているか。 ・まるごとまちごとハザードマップ(浸水線の範囲)を知っているか。 ・まるごとまちごとハザードマップを見て行動に変化はあったか。



設置イメージ



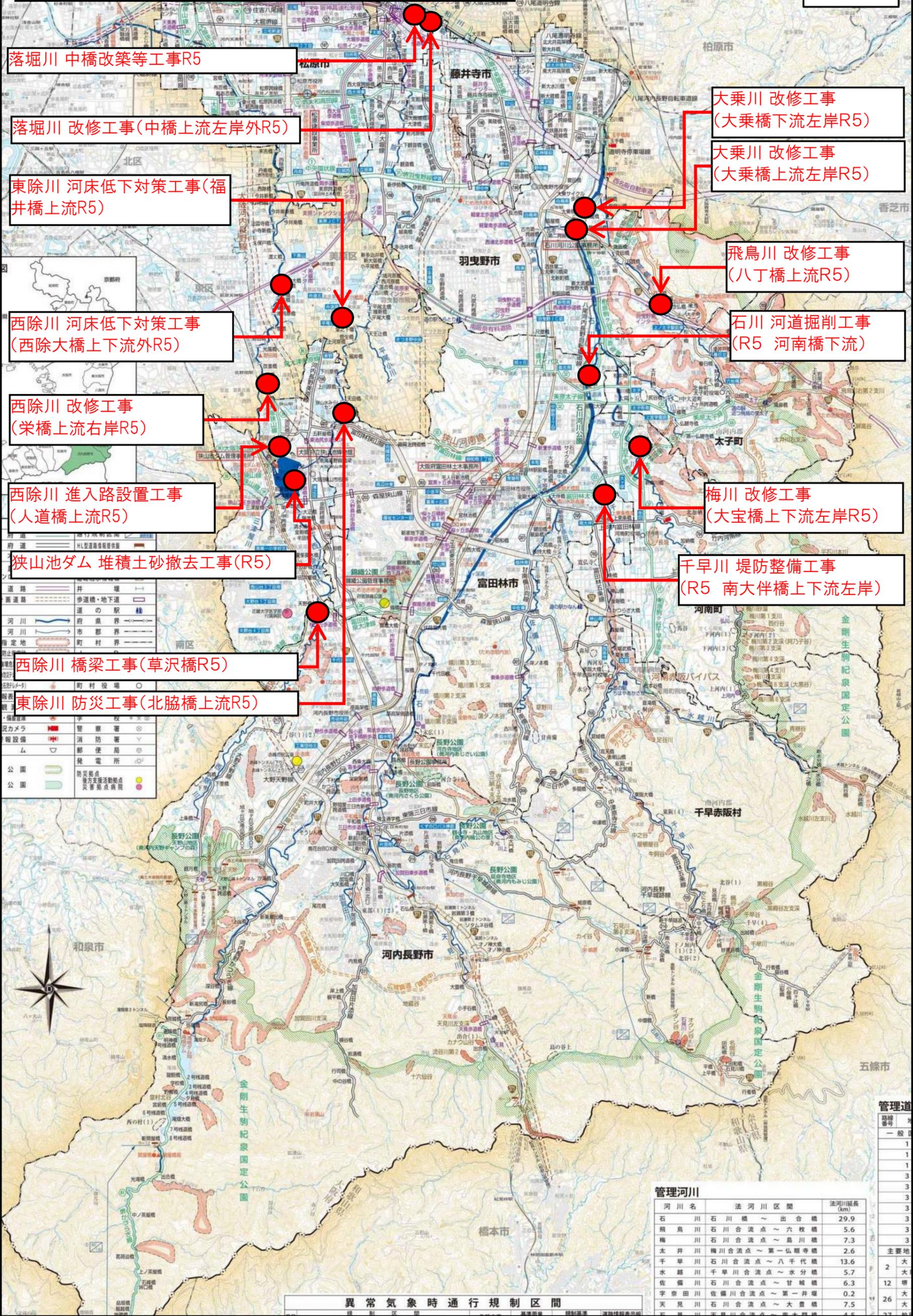
「まるごとまちごとハザードマップ」を見たことで何か行動等に変化はありましたか。



まるごとまちごとハザードマップにより、住民の防災行動に変化に繋がることが明らかとなった

令和5年度の主な事業予定箇所(河川関連事業)

資料9



落堀川 中橋改築等工事R5

落堀川 改修工事(中橋上流左岸外R5)

東除川 河床低下対策工事(福井橋上流R5)

西除川 河床低下対策工事(西除大橋上下流外R5)

西除川 改修工事(栄橋上流右岸R5)

西除川 進入路設置工事(人道橋上流R5)

狭山池ダム 堆積土砂撤去工事(R5)

西除川 橋梁工事(草沢橋R5)

東除川 防災工事(北脇橋上流R5)

大乘川 改修工事(大乘橋下流左岸R5)

大乘川 改修工事(大乘橋上流左岸R5)

飛鳥川 改修工事(八丁橋上流R5)

石川 河道掘削工事(R5 河南橋下流)

梅川 改修工事(大宝橋上下流左岸R5)

千早川 堤防整備工事(R5 南大伴橋上下流左岸)

道路	井	埋
普通道	歩道橋・地下道	運の駅
河川	市界	町界
指定地	野村役場	
公園	警察署	消防署
公園	郵便局	発電所
	防災拠点	後方支援活動拠点
	災害拠点	災害拠点

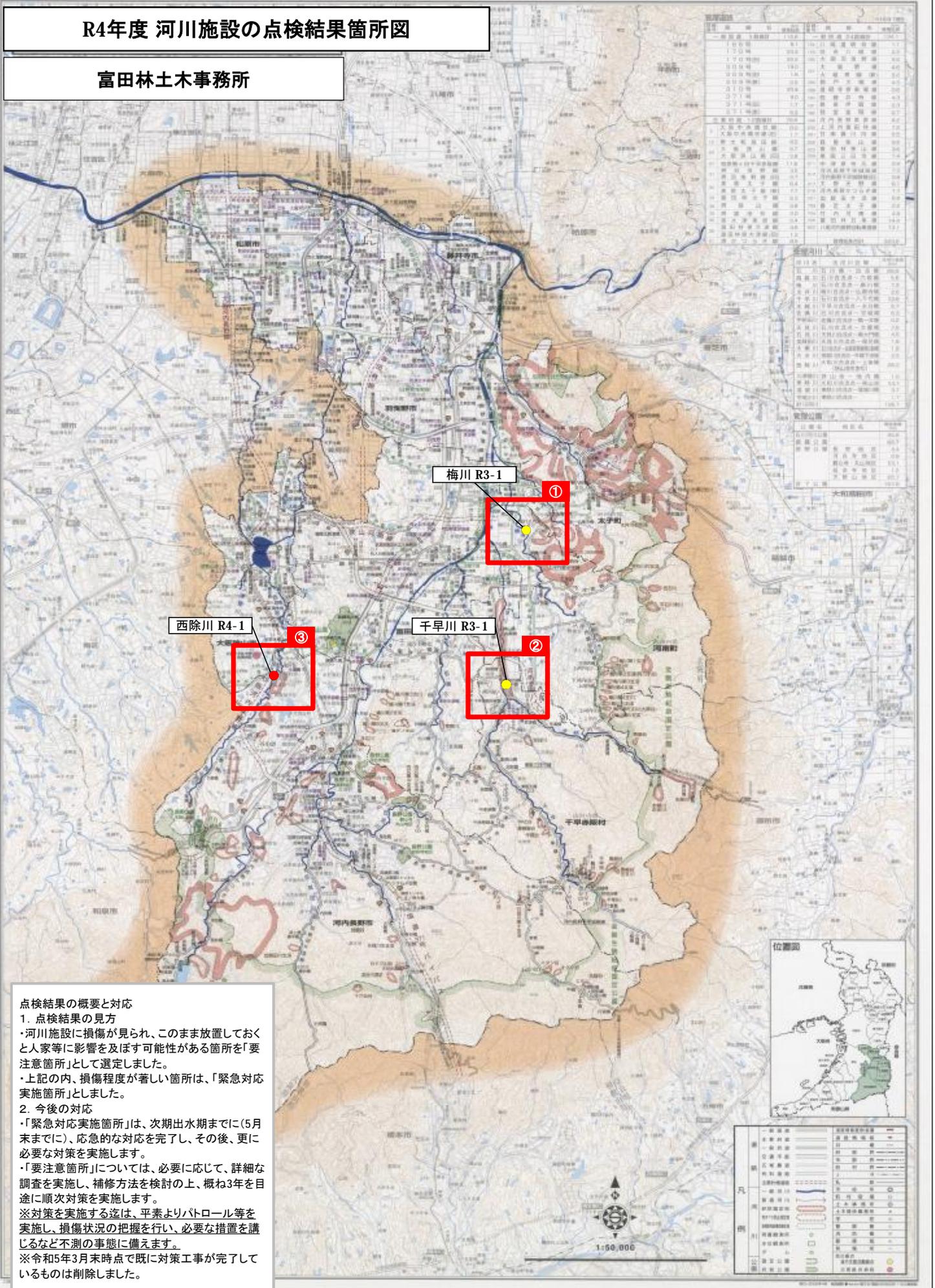
河川名	法河川区間	法河川延長(km)
石川	石川橋～出合橋	29.9
飛鳥川	石川合流点～六枚橋	5.6
梅川	石川合流点～鳥川橋	7.3
太井川	梅川合流点～第一仏眼寺橋	2.6
千早川	石川合流点～八千代橋	13.6
水越川	千早川合流点～水分橋	5.7
佐備川	石川合流点～甘城橋	6.3
宇奈田川	佐備川合流点～第一井堰	0.2
天見川	石川合流点～大豊橋	7.5
下見川	下見川合流点～大豊橋	4.5

異常気象時通行規制区間

管理道	路線番号	地
一般道	1	1
	1	1
	1	1
	3	3
	3	3
	3	3
	3	3
主要地	2	2
大	2	2
12	12	12
26	26	26
大	大	大
大	大	大

R4年度 河川施設の点検結果箇所図

富田林土木事務所



点検結果の概要と対応

1. 点検結果の見方

- ・河川施設に損傷が見られ、このまま放置しておく
と人家等に影響を及ぼす可能性がある箇所を「要
注意箇所」として選定しました。
- ・上記の内、損傷程度が著しい箇所は、「緊急対応
実施箇所」としました。

2. 今後の対応

- ・「緊急対応実施箇所」は、次期出水期までに(5月
末までに)、応急的な対応を完了し、その後、更に
必要な対策を実施します。

- ・「要注意箇所」については、必要に応じて、詳細な
調査を実施し、補修方法を検討の上、概ね3年を目
途に順次対策を実施します。

※対策を実施する迄は、平素よりパトロール等
を実施し、損傷状況の把握を行い、必要な措置を講
じるなど不測の事態に備えます。

※令和5年3月末時点で既に対策工事が完了して
いるものは削除しました。

R4年度 河川施設の点検結果箇所図

富田林土木事務所



R4年度 河川施設の点検結果箇所図

富田林土木事務所



R4年度 河川施設の点検結果箇所図

富田林土木事務所



【本編】**➤ 治水ダムの防災情報に関する記載追加（第5章第9節）**

○治水ダム（安威川ダム、箕面川ダム、狭山池ダム）に関する、事前放流や緊急放流などの防災情報の内容及び連絡系統図等を記載。

➤ 国の洪水予報発表基準変更に伴う修正（第5章第1節、同第3節）

○氾濫危険情報の発表基準について、従来の氾濫危険水位到達時における発表に加え、急激な水位上昇により同水位を超えると見込まれる場合にも発表される旨を記載。

➤ 大阪府管理河川における洪水浸水想定区域の指定追加（第17章第1節）

○大阪府管理の洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（その他河川）における洪水浸水想定区域の新たな指定状況を反映。

➤ 各機関の組織変更や改称、連絡系統図等の修正（第5章第7節ほか）

○市町村や関係機関等の組織名や連絡先、連絡系統図等を最新の情報に修正。

【資料編】

➤ 治水ダムに関する操作規則、操作細則、事前放流実施要領等の追加、一部修正

○ダム完成(予定)に伴う安威川ダムの操作規則(案)、操作細則(案)の追加。

○国通知「ダム放流による通知、情報提供の具体的措置(案)」等を踏まえた

- ・箕面川ダム、狭山池ダムの操作細則及び工事中における安威川ダム操作運用の一部修正。
- ・事前放流実施要領、防災情報に関する通知様式の追加。

■洪水浸水想定区域指定の概要

水防法に基づき国土交通大臣または都道府県知事が洪水浸水想定区域を指定することにより、以下が義務化となる

- ▶市町村による避難体制の構築（ハザードマップの作成・配布、地域防災計画への洪水に関する情報の伝達方法や要配慮者利用施設の名称・所在地等の記載 など）
- ▶不動産取引時における洪水リスクの説明

■水防法改正の背景と概要

近年、これまで水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定することとされていた河川以外の、水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。円滑かつ迅速な避難等のための適切な洪水浸水リスク情報の提供が全国的な課題となっている。

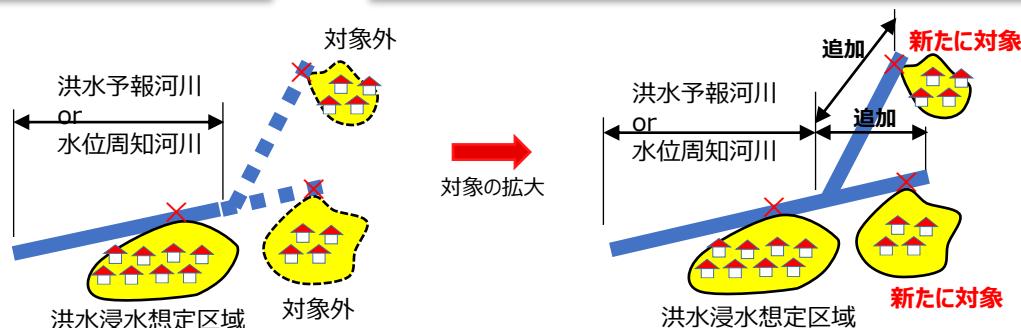
このような背景から令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が追加された。

（従来の対象河川）

- 洪水予報河川
- 水位周知河川

（法改正による対象河川の追加）

- 防御対象※1があり、水位等の情報※2が入手可能な河川
- 特定都市河川



- ※1 住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路、その他避難に供する施設
- ※2 河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキクル）

■大阪府のこれまでの取組

- ▶平成17年度～ [水防法に基づく取組]
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>の浸水想定区域の公表・指定（1/100）
- ▶平成22～24年度 [府管理河川のリスク周知]・・・リスク情報空白地帯は解消
 - ・全154河川の洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200）
- ▶平成27年度 [水防法改正に伴う想定最大規模リスクの追加]
 - ～令和3年度 [水防法改正に伴う区域指定対象河川の拡大]
 - ・全154河川の浸水想定区域図の作成（1/100、L2）及び洪水リスク表示図の更新（1/10、1/30、1/100、L2）
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>及びその他河川<6河川>について浸水想定区域の指定（1/100、L2）

■大阪府の方針

【基本方針】

令和6年度出水期を目途に、全ての府管理河川を対象として洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。（国の方針は令和7年度までに指定完了）

【区域指定の進め方】

- 指定範囲の設定
 - ・浸水想定と防御対象を重ね合わせた上で、リスク情報空白域が発生しないよう、人家や道路等の避難時に使用する施設が含まれる範囲を漏れなく設定
- 水位情報等の取得の準備
 - ・水位計があるが水位が未設定（28河川）⇒避難情報のトリガーとなる水位の設定
 - ・水位等の情報がない河川（18河川）⇒キキクルの対象河川拡大（気象庁と調整し、令和6年6月頃に拡大予定）

● 準備の整った河川から洪水浸水想定区域の指定

【指定スケジュール】

	R4年度	R5年度	R6年度
	<p>洪水予報河川 水位周知河川 のその他区間 25河川</p> <p>区域指定 市町村説明 ⇒区域指定手続</p>	<p>区域指定</p> <p>市町村説明 ⇒区域指定手続</p>	<p>指定(予定)年度</p> <p>河川数</p> <p>分類</p>
<p>水位計有、水位設定済：23河川 ・特例のみ有：22河川 ・浸水なし：15河川</p>	<p>水位設定、市町村調整</p> <p>区域指定</p> <p>区域指定手続</p>	<p>水位計有、水位未設定：28河川 ・浸水なし：3河川</p>	<p>6月頃 キキクル追加</p> <p>区域指定</p>
<p>水位計無、特例無：18河川</p>	<p>キキクル追加申請⇒気象庁によるモデル構築等作業</p> <p>市町村説明 ⇒区域指定手続</p> <p>水位情報等の拡充について検討</p>	<p>水位計無、特例無：18河川</p>	<p>区域指定</p>

【リスク周知】

- 市町村が作成するハザードマップによる住民等への周知 «避難»
- 宅地建物取引業者、各市町村農業委員会、開発許認可部局への周知 «土地利用»
- 府HP、国HP（かさねるハザードマップ、浸水ナビ）における公表や、流域治水の取組（タイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画作成）等のあらゆる機会を捉えて洪水リスクを周知

個別避難計画作成支援について

「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」策定の経緯

- 令和3年5月災害対策基本法改正により、個別避難計画作成が市町村の努力義務に。
- 国の指針において、優先度の高い方（ハザードの有無、マップ上で危険な地域にお住まいの方や要介護度や障害の程度により市町村が基準を決定）について、おおむね5年以内に作成することが示された。
- 府内市町村の危機管理担当部署より、個別避難計画作成に向けた進め方に苦慮されているご意見を受け、大阪府は、効率的な計画作成の参考にさせていただくことを目的に「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を令和5年3月末に策定。



支援ガイドの主な内容

- 個別避難計画作成に向けた進め方を提示するとともに、府内市町村等の具体的な事例を紹介しております。（次頁の全体像をご覧ください）

コミュニティタイムライン等との連携

- 「計画作成推進に向けた多様なアプローチ」の計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介する章では、コミュニティタイムラインと連携した作成事例を紹介しております。
- コミュニティタイムラインや地区防災計画の作成等により、自主防災組織や自治会等地域と関わる際には、個別避難計画作成のきっかけになるよう、ご検討ください。
 - 当該の地域に避難行動要支援者がおられるか、ご確認ください。
 - おられる場合は、その方の避難についてお考えいただくよう、働きかけをお願いします（地域の方、ご本人のどちらでもかまいません）。

- 個別避難計画は、大規模災害の教訓のもと、災害時に誰一人取り残さない（ご本人が避難することをあきらめない）ための重要な手段です。
 - まずは、ご本人（地域の方）の命をまもることを考えていただくことが重要です。
 - 最初は全ての項目が充足しなくてもかまいません。ご本人（または地域）が徐々に計画に繋げていただければ結構です。
 - 計画が1件でも作成できれば、その経験を元に他の方や地域で応用や発展が可能です。
- 当計画作成が、福祉や健康医療等他の部署のご担当である市町村におかれましては、連携して作成の推進をお願いします。
- 支援ガイドは大阪府HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/saigaitaisaku/index.html>

- ご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

大阪府 危機管理室 防災企画課 地域支援グループ 電話：06-6944-9128（直通）

市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド全体像

全体構成

★個別避難計画作成に向けた進め方を提示するとともに、
府内市町村等の具体的な取組事例を紹介

第1章 基本的な事項

・個別避難計画作成の流れ ・計画作成を通じた地域共生社会づくり

第2章 作成前準備

・府の取組 ・庁内体制の整備 ・計画の優先度の検討
・モデル地区の選定 ・避難行動要支援者の同意

第3章 計画作成に向けた3つの進め方と具体的な取組事例

○計画作成への進め方を3つ(福祉・医療専門職の協力を得て作成、地域の協力を得て作成、本人・家族が作成)に分類し、府内市町村の具体的な取組事例とともに紹介

①主に福祉・医療専門職の協力を得て作成する進め方
例:東大阪市、豊中市

②主に地域の協力を得て作成する進め方
例:枚方市、泉佐野市、熊取町

③本人・家族・親族が記入し、作成する進め方
例:八尾市

第4章 計画作成推進に向けた多様なアプローチ

・計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介

市による避難先と担い手の確保 ~大東市~

コミュニティタイムラインと連携した計画作成 ~高槻市~

難病児・者の医療機関等による支援 ~泉佐野保健所~

第5章 計画作成後

・計画作成後の実効性確保に向けた取組 ~岡山市~

第6章 FAQ・他資料集

・FAQ集 ・資料集:ガイド掲載事例市町村等の各種様式、要綱等

内容のポイント

ポイント1:府内市町村の具体的手続き例を実務レベルで提示

ポイント2:マンパワーに配慮し広く展開可能な事例を厳選

ポイント3:各市町村担当者の思いやコメントを生の声として掲載

ポイント4:様式はそのまま使えるワード・エクセルで提供

ポイント5:個別避難計画の専門家である阪本教授による監修

今後の展開

- 市町村向け個別避難計画作成研修で活用
 - ・個別避難計画作成支援研修で教材として活用
- 個別避難計画作成関係者に広く配布
 - ・地域の自主防災組織、民生委員、福祉専門職の方にも広く配布
- 定期的なブラッシュアップ



防災気象情報の改善に係る取り組みについて

線状降水帯の予測精度向上等に向けた取組

線状降水帯の予測精度向上を前倒しで推進し、予測精度向上を踏まえた情報の提供を早期に実現するため、水蒸気観測等の強化、気象庁スーパーコンピュータの強化や「富岳」を活用した予測技術の開発等を早急に進めています。

資料13

観測の強化

- ・ 陸上観測の強化
- ・ 気象衛星観測の強化
- ・ 局地的大雨の監視の強化
- ・ 洋上観測の強化

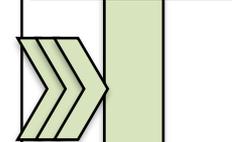
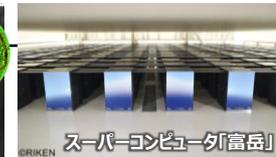
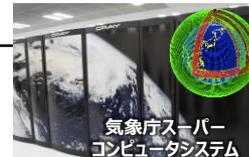


次期ひまわり
(令和10年度めどに打上げ)



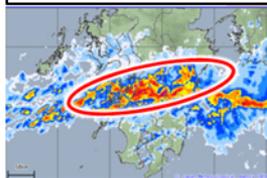
予測の強化

- ・ 高度化した局地アンサンブル予報等の数値予報モデルによる予測精度向上等を早期に実現するためのスーパーコンピュータシステムの整備
- ・ 線状降水帯の機構解明のための、梅雨期の集中観測、関連実験設備（風洞）の強化
- ・ 「富岳」を活用した予測技術開発



情報の改善

令和3(2021)年
線状降水帯の発生を
お知らせする情報
(6/17提供開始)



線状降水帯の雨域
を楕円で表示

令和4(2022)年～
広域で半日前
から予測

令和6(2024)年～
(1年前倒し)
県単位で半日前
から予測

令和11(2029)年～
(1年前倒し)
市町村単位で危険度の把握が
可能な危険度分布形式の情
報を半日前から提供

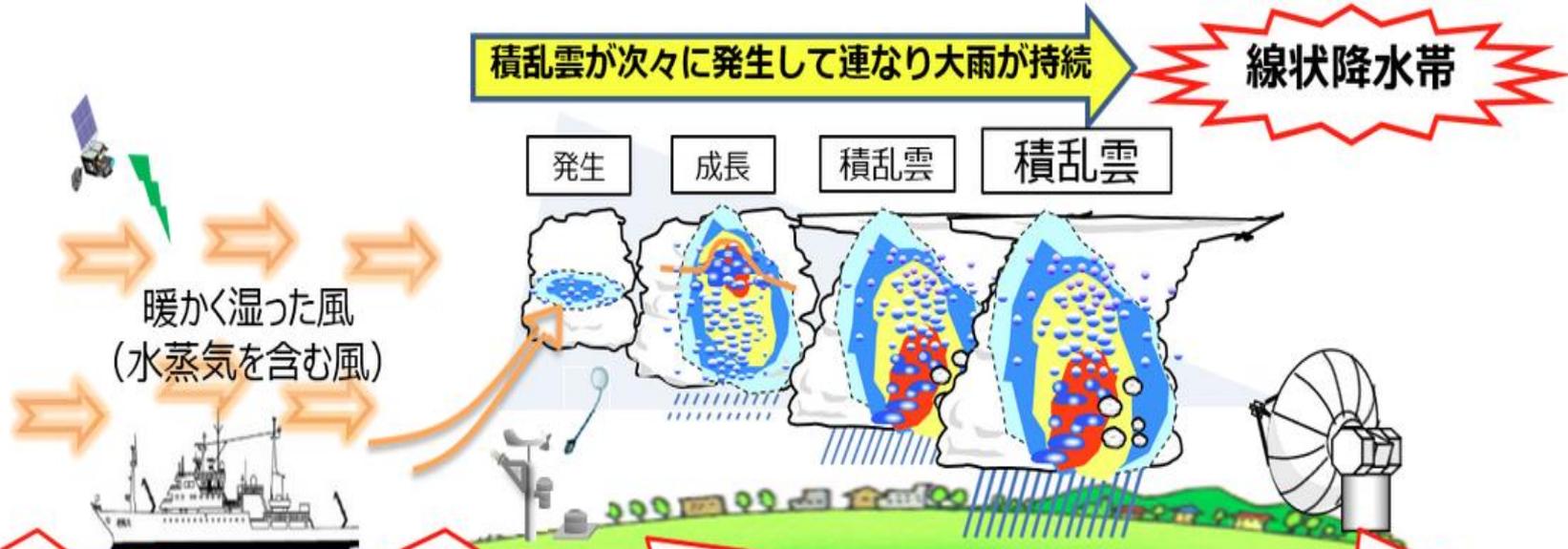
令和5(2023)年～
(新たな取組み)
直前に予測
(30分前を目標)

令和8(2026)年～
(新たな取組み)
さらに前から予測
(2～3時間前を目標)

線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」… 段階的に予測時間を延ばしていく

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討



「気象衛星観測の強化」

- 極軌道気象衛星受信装置、最新センサ活用に係る技術開発

「洋上観測の強化」

- 海洋気象観測船の代船建造、船舶GNSS観測の拡充により、線状降水帯上流の水蒸気観測能力の強化

「大気下層の観測の強化」

- マイクロ波放射計、アメダス更新（湿度観測を追加）、高層気象観測装置の更新強化により、大気下層の水蒸気観測能力の強化

「局地的大雨の監視の強化」

- 二重偏波気象レーダーにより、正確な^{へんぱ}雨量、積乱雲の発達過程を把握し、局地的大雨の監視能力を強化

「線状降水帯予測スーパーコンピュータ」を活用し、
線状降水帯の予測精度の向上及び情報を改善します。

令和5年
3月1日～

資料13

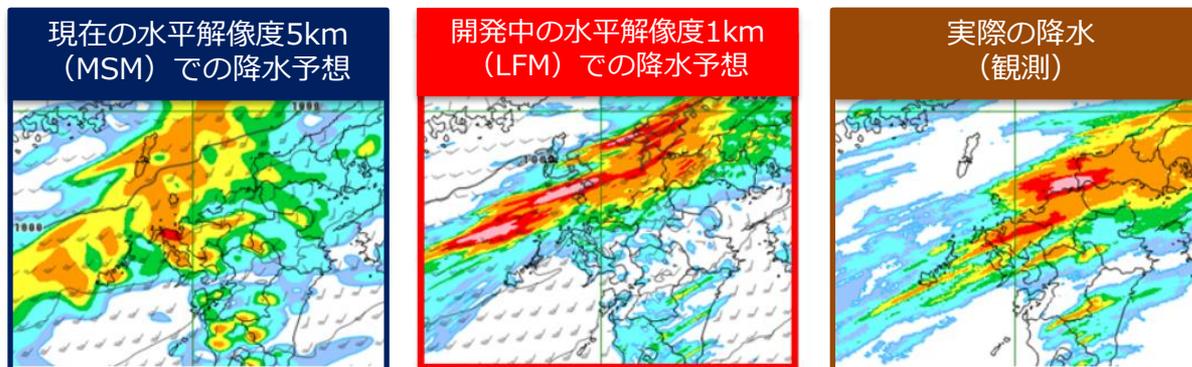
FUJITSU Supercomputer PRIMEHPC FX1000



令和5年度は水平解像度2 kmの数値予報モデル（局地モデル）を半日前からの呼びかけにも
利用できるように（本運用：令和6年度）

令和7年度には水平解像度をさらに細かく1 kmに高解像度化することを目指す

水平解像度1 kmに高解像度化した局地モデルのイメージ



スーパーコンピュータ「富岳」を活用した予測事例の1つ。水平解像度1 kmのモデルでは、
降水域の位置ずれ等の課題はあるものの、**強い降水を予測できる**事例が増えることを確認。

・線状降水帯による大雨の可能性をお伝え



- ▶ 線状降水帯が発生したことをいち早くお知らせする、「顕著な大雨に関する気象情報」を提供しています。

顕著な大雨に関する気象情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

※ 線状降水帯がかかる大河川の下流部では今後危険度が高まる可能性があることにも留意する必要がある旨、ホームページ等に解説を記述する。

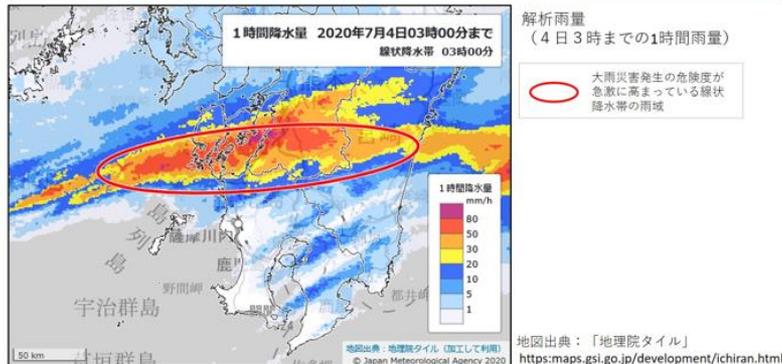
－ 顕著な大雨に関する気象情報 －

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説

顕著な大雨に関する気象情報を補足する図情報の例

大雨に関する〇〇県気象情報 第〇号
令和〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇地方気象台発表

〇〇地方と〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨や猛烈な雨が降っています。〇〇日〇〇まで、土砂災害、河川の氾濫に嚴重に警戒してください。



次の「大雨に関する〇〇県気象情報」は、〇日〇時頃に発表する予定です。

－ 顕著な大雨に関する気象情報の発表基準 －

- ① 解析雨量 (5kmメッシュ) において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km²以上
- ② ①の形状が線状 (長軸・短軸比2.5以上)
- ③ ①の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
- ④ ①の領域内の土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過 (かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上) 又は洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過

令和4年
6月1日～

- 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高い場合、「気象情報」において、半日程度前から地方予報区※単位等での呼びかけを行っています。



大雨に関する近畿地方気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 大阪管区气象台発表

<見出し> (例)

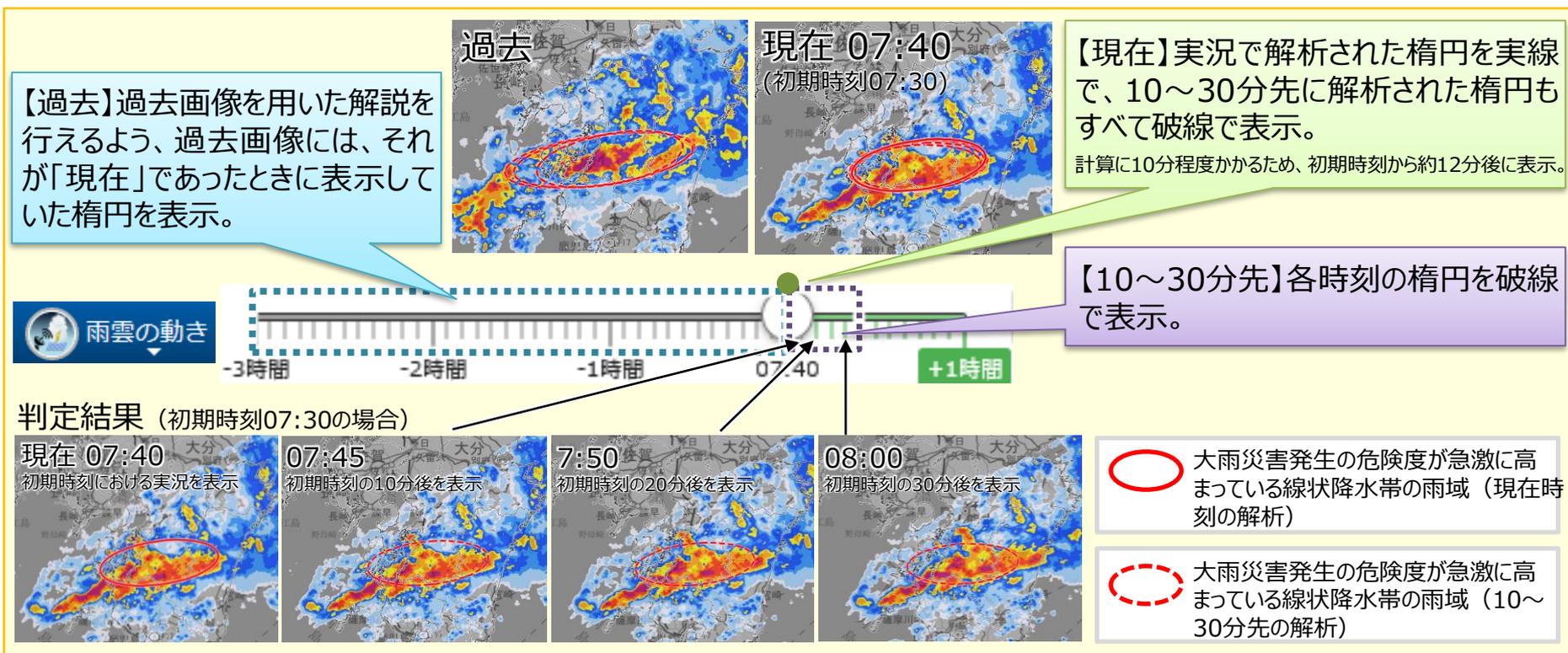
近畿地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生危険度が急激に高まる可能性があります。

線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。

令和5年
出水期～

気象庁HPの表示

- 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表条件に達した地域を地図上で大まかに把握できるように、気象庁HPの「雨雲の動き」、「今後の雨」の地図上に赤楕円で表示する。



- 「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されたとき、どの領域で発表条件を満たしているのか、ひと目で分かる表示とする。
- 時間とともに消えてしまわないよう、表示期間の範囲内では、過去に遡って確認できるようにする。
- 30分先までで発表基準を満たした地域を表示しており、線状降水帯の「継続」や「終了」を予測するものではない。
- 解説しやすさのため、「現在」及び「過去」では、実況で解析された楕円のみ表示するボタンを新設

(参考) 大雨時に段階的に発表される防災気象情報

気象庁は様々な防災気象情報を発表しており、線状降水帯に関する情報は、この中のひとつ。この情報だけに着目するのではなく、段階的に発表される防災気象情報全体を活用いただくことが重要。

先行時間

1週間前

5日前

3日前

12時間前

3時間前

1時間前

現象発生

記録的短時間
大雨情報

最大30分程度早く

顕著な大雨に関する
気象情報

土砂災害警戒情報

指定河川洪水予報

気象注意報・警報・特別警報

(大雨・暴風等に関する) ○○県気象情報

台風情報 (進路・強度予報)

線状降水帯による大雨の可能性の
半日程度前からの呼びかけ

週間天気予報・天気予報

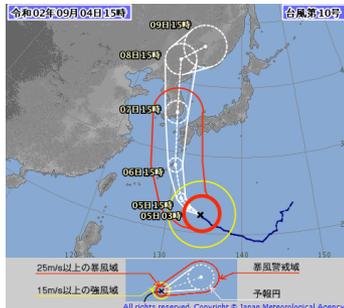
早期注意情報 (警報級の可能性)

降水短時間予報

ナブキャスト
(降水・雷・竜巻)

キキクル (土砂災害・浸水害・洪水害)

随時に発表



大雨による高・潮位に関する全観測点情報 第1号
平成27年10月23日11時00分 気象庁地球環境・海洋部発表
【要出】
10月23日の満月の前後は大潮の時期にあたり、満潮の時間帯を中心に潮位が高くなります。東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸及び西日本の沿岸の一部では、海岸や河口付近の低地で浸水や冠水のおそれがあります。
【本文】
これからにかけては海水温が高くなる影響で、非常時の潮位が平常よりも高くなる可能性があります。また、10月23日の満月の前後は大潮の時期にあたり、満潮の時間帯を中心に潮位が高くなる可能性があります。また、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸では浸水のおそれがあります。このため、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸、中部地方、四国地方及び九州北部・西部地方の沿岸の一部では、10月23日から10月24日にかけて、満潮の時間帯を中心に海岸や河口付近の低地で浸水や冠水が懸念されます。浸水や冠水の発生が懸念される場合は、事前に呼びかけをする可能性があります。また、潮位観測点から発表される高潮警報・注意報や潮位情報に十分留意してください。
【大雨による高・潮位に関する全観測点情報】は本号のみとします。



定期的に発表

熊本県熊本地方の早期注意情報(警報級の可能性)
熊本地方では、5日までの期間中に、大雨警報を発表する可能性があります。

観測点	5日までの期間中に大雨警報を発表する可能性
大正	あり
高森	あり
津深	あり

熊本県阿蘇地方の早期注意情報(警報級の可能性)
阿蘇地方では、5日までの期間中に、大雨警報を発表する可能性があります。

観測点	5日までの期間中に大雨警報を発表する可能性
阿蘇	あり
阿蘇	あり
阿蘇	あり